○相模原市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成２４年相模原市条例第８６号)

相模原市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則(平成２５年相模原市規則第１３号)

相模原市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例他における記録の整備について(平成２５年３月１決定)

○相模原市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について(平成２５年３月１日決定)

改訂経過：(平成２７年４月１日改訂)

相模原市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成２４年相模原市条例第８６号。以下「条例」という。)の趣旨及び内容について、次のとおり定める。

第１章　総則

(趣旨)

第１条　この条例は、介護保険法(平成９年法律第１２３号。以下「法」という。)第５４条第１項第２号並びに法第１１５条の４第１項及び第２項の規定に基づき、指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスの事業に係る人員、設備及び運営に関する基準並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

第１　条例の性格

条例の性格については、相模原市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について(平成２５年３月１日決定。以下「指定居宅サービス等基準条例解釈」という。)の第１を参照されたい。

(定義)

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）介護予防サービス事業者　法第８条の２第１項に規定する介護予防サービス事業を行う者をいう。

（２）介護予防支援事業者　法第８条の２第１６項に規定する介護予防支援事業を行う者をいう。

（３）指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービス　それぞれ法第５３条第１項に規定する指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービスをいう。

（４）利用料　法第５３条第１項に規定する介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係

第２　総論

１　事業者指定の単位について

事業者指定の単位については、指定居宅サービス等基準条例解釈の第２の１を参照されたい。

２　用語の定義(条例第２条)

用語の定義については、相模原市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成２４年相模原市条例第８１号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第２条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第２の２を参照されたい。

る対価をいう。
（5）介護予防サービス費用基準額　法第５３条第２項第１号又は第２号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。)をいう。
（6）法定代理受領サービス　法第５３条第４項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。
（7）基準該当介護予防サービス　法第５４条第１項第２号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。
（8）地域包括支援センター　法第１１５条の４６第１項に規定する地域包括支援センターをいう。
（9）常勤換算方法　当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(指定介護予防サービスの事業の一般原則)
第3条　指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
２　指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、地域包括支援センター、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

３　指定介護予防サービスと指定居宅サービスの一体的運営について

指定介護予防サービスと指定居宅サービスの一体的運営については、指定居宅サービス等基準条例解釈の第２の３を参照されたい。

第２章　介護予防訪問介護

第１節　基本方針

第４条　指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護(以下「指定介護予防訪問介護」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第５条　指定介護予防訪問介護の事業を行う者(以下「指定介護予防訪問介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防訪問介護事業所」という。)ごとに置くべき訪問介護員等(指定介護予防訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第８条の２第２項に規定する政令で定める者をいう。以下この節から第５節までにおいて同じ。)の員数は、常勤換算方法で、２．５以上とする。

２　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者(当該指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者(相模原市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成２４年相模原市条例第８０号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第５条第１項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第４条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防訪問介護及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が４０又はその端数を増すごとに１人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

３　前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

４　第２項のサービス提供責任者は介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であって、専ら指定介護予防訪問介護に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対

第３　介護予防サービス

一　介護予防訪問介護

１　人員に関する基準

（１）訪問介護員等の員数(条例第５条)

条例第５条は、指定居宅サービス等基準条例第５条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の一の１の(１)及び(２)を参照されたい。

する指定介護予防訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(相模原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成２４年相模原市条例第　号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。)第６条第１項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。)又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第４８条第１項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。

５　第２項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を３人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を１人以上配置している指定介護予防訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が５０又はその端数を増すごとに１人以上とすることができる。

６　指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第５条第１項から第４項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第６条　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

２　指定介護予防訪問介護事業所の管理者は、暴力団員等(相模原市暴力団排除条例(平成２３年相模原市条例第３１号。以下「暴力団排除条例」という。)第２条第４号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。

第３節　設備に関する基準

第７条　指定介護予防訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

（２）管理者(条例第６条)

条例第６条は、指定居宅サービス等基準条例第６条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の一の１の(３)を参照されたい。

２　設備に関する基準

条例第７条は、指定居宅サービス等基準条例第７条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の一の２を参照されたい。

2　指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第７条第１項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすこと。

第４節　運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第８条　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第２６条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項で規則で定めるものを記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

【規則事項】

(指定介護予防訪問介護等に係る利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項)

第２条　条例第８条第１項(条例第４７条、第５７条、第６３条、第７５条、第８５条、第９４条、第１０８条、第１１６条、第１２４条、第２４９条、第２５４条及び第２６３条において準用する場合を含む。)の規則で定める利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項は、次のとおりとする。

（１）事業の運営についての重要事項に関する規程の概要

（２）従業者の勤務の体制

（３）事業者及び事業所の概要

（４）前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2　指定介護予防訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第５項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

（１）電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア　指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係

３　運営に関する基準

（１）内容及び手続の説明及び同意(条例第８条)

条例第８条は、指定居宅サービス等基準条例第８条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の一の３の(１)を参照されたい。

る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ　指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

（2）磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3　前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4　第２項第１号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5　指定介護予防訪問介護事業者は、第２項の規定により第１項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

（1）第２項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問介護事業者が使用するもの

（2）ファイルへの記録の方式

6　前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第１項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第９条　指定介護予防訪問介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問介護の提供を拒んではならない。

（2）提供拒否の禁止(条例第９条)

条例第９条は、指定居宅サービス等基準条例第９条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の一の３の(２)を参照されたい。

(サービス提供困難時の対応) 第１０条　指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。	（３）サービス提供困難時の対応(条例第１０条) 条例第１０条は、指定居宅サービス等基準条例第１０条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の一の３の(３)を参照されたい。
(受給資格等の確認) 第１１条　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。 ２　指定介護予防訪問介護事業者は、前項の被保険者証に、法第１１５条の３第２項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問介護を提供するように努めなければならない。	（４）受給資格等の確認(条例第１１条) 条例第１１条は、指定居宅サービス等基準条例第１１条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の一の３の(４)を参照されたい。
(要支援認定の申請に係る援助) 第１２条　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 ２　指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する３０日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。	（５）要支援認定の申請に係る援助(条例第１２条) 条例第１２条は、指定居宅サービス等基準条例第１２条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の一の３の(５)を参照されたい。
(心身の状況等の把握) 第１３条　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成１８年厚生労働省令第３７号。以下「指定介護予防支援等基準」という。)第３０条第９号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等	

の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第１４条　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

２　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び地域包括支援センター又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第１５条　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成１１年厚生省令第３６号。以下「法施行規則」という。)第８３条の９各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

（６）介護予防サービス費の支給を受けるための援助(条例第１５条)

介護給付においては、条例第１５条は、介護保険法施行規則(平成１１年厚生省令第３６号。以下「法施行規則」という。)第８３条の９各号のいずれにも該当しない利用者は、提供を受けようとしている指定介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費の支給を受けることができないことを踏まえ、指定介護予防訪問介護事業者は、法施行規則第８３条の９各号のいずれにも該当しない利用申込者又はその家族に対し、指定介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費の支給を受けるための要件の説明、指定介護予防支援事業者に関する情報提供その他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならないこととしたものである。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第１６条　指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防サービス計画(法施行規則第８３条の９第１号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第１７条　指定介護予防訪問介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（７）介護予防サービス計画等の変更の援助(条例第１７条)

条例第１７条は、指定居宅サービス等基準条例第１７条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の一の３の(７)を参照されたい。

(身分を証する書類の携行) 第１８条　指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。	（８）身分を証する書類の携行(条例第１８条) 条例第１８条は、指定居宅サービス等基準条例第１８条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の一の３の(８)を参照されたい。
(サービスの提供の記録) 第１９条　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護について法第５３条第４項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。 ２　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。	（９）サービスの提供の記録(条例第１９条) 条例第１９条は、指定居宅サービス等基準条例第１９条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の一の３の(９)を参照されたい。
(利用料等の受領) 第２０条　指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 ２　指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 ３　指定介護予防訪問介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。 ４　指定介護予防訪問介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	（１０）利用料等の受領(条例第２０条) 条例第２０条は、指定居宅サービス等基準条例第２０条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の一の３の(１０)を参照されたい。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第２１条　指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（１１）保険給付の請求のための証明書の交付(条例第２１条)

条例第２１条は、指定居宅サービス等基準条例第２１条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の一の３の(１１)を参照されたい。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第２２条　指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護の提供をさせてはならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第２３条　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

（１）正当な理由なしに指定介護予防訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

（２）偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（１２）利用者に関する市町村への通知(条例第２３条)

条例第２３条は、指定居宅サービス等基準条例第２６条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の一の３の(１４)を参照されたい。

(緊急時等の対応)

第２４条　訪問介護員等は、現に指定介護予防訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（１３）緊急時等の対応(条例第２４条)

条例第２４条は、指定居宅サービス等基準条例第２７条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の一の３の(１５)を参照されたい。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第２５条　指定介護予防訪問介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

２　指定介護予防訪問介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

３　サービス提供責任者(第５条第２項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節及び次節において同じ。)は、次に掲げる業務を行うものとする。

（１４）管理者及びサービス提供責任者の責務(条例第２５条)

条例第２５条は、指定居宅サービス等基準条例第２８条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の一の３の(１６)を参照されたい。

（1）指定介護予防訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。
（2）利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
（3）サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等との連携に関すること。
（4）訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
（5）訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
（6）訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
（7）訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
（8）その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)
第２６条　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
（1）事業の目的及び運営の方針
（2）従業者の職種、員数及び職務の内容
（3）営業日及び営業時間
（4）指定介護予防訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
（5）通常の事業の実施地域
（6）緊急時等における対応方法
（7）前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

【規則事項】
(指定介護予防訪問介護等に係る運営規程に定める事項)
第3条　条例第２６条第７号(条例第４７条において準用する場合を含む。)、第５５条第８号(条例第６３条において準用する場合を含む。)、第７３条第７号、第８３条第６号、第１０２条第１０号(条例第１１６条において準用する場合を含む。)、第１２１条第９号及び第２４３条第６号(条例第２５４条及び第２６３条において準用する場合を含む。)の規則で定める事項は、次のとおりとする。
（1）事故発生時の対応
（2）業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
（3）苦情及び相談に対する体制
（4）従業者の研修の実施に関する事項

（１５）運営規程(条例第２６条)
条例第２６条は、指定居宅サービス等基準条例第２９条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第3の一の3の(１７)を参照されたい。

（5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項	
(介護等の総合的な提供) 第２７条　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事(以下この条において「介護等」という。)を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏することがあってはならない。	（１６）介護等の総合的な提供(条例第２７条) 条例第２７条は、指定居宅サービス等基準条例第３０条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の一の３の(１８)を参照されたい。
(勤務体制の確保等) 第２８条　指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問介護を提供できるよう、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。 ２　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。 ３　指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	（１７）勤務体制の確保等(条例第２８条) 条例第２８条は、指定居宅サービス等基準条例第３１条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の一の３の(１９)を参照されたい。
(衛生管理等) 第２９条　指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 ２　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。	（１８）衛生管理等(条例第２９条) 条例第２９条は、指定居宅サービス等基準条例第３２条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の一の３の(２０)を参照されたい。
(掲示) 第３０条　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の見やすい場所に、第２６条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	
(秘密保持等) 第３１条　指定介護予防訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ２　指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者であった者	（１９）秘密保持等(条例第３１条) 条例第３１条は、指定居宅サービス等基準条例第３４条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の一の３の(２１)を参照されたい。

が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

３　指定介護予防訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第３２条　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第３３条　指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（２０）介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止(条例第３３条)

条例第３３条は、指定居宅サービス等基準条例第３６条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の一の３の(２２)を参照されたい。

(苦情処理)

第３４条　指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

２　指定介護予防訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

３　指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に関し、法第２３条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

４　指定介護予防訪問介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

５　指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和３３年法律第１９２号)第４５条第５項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第１７６条第１項第３号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた

（２１）苦情処理(条例第３４条)

条例第３４条は、指定居宅サービス等基準条例第３７条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の一の３の(２３)を参照されたい。

場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 ６　指定介護予防訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。	
(地域との連携) 第３５条　指定介護予防訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	（２２）地域との連携(条例第３５条) 条例第３５条は、指定居宅サービス等基準条例第３８条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の一の３の(２４)を参照されたい。
(事故発生時の対応) 第３６条　指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ２　指定介護予防訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 ３　指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	（２３）事故発生時の対応(条例第３６条) 条例第３６条は、指定居宅サービス等基準条例第３９条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の一の３の(２５)を参照されたい。
(会計の区分) 第３７条　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。	（２４）会計の区分(条例第３７条) 条例第３７条は、指定居宅サービス等基準条例第４０条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の一の３の(２６)を参照されたい。
(記録の整備) 第３８条　指定介護予防訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 ２　指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。 （１）介護予防訪問介護計画 （２）第１９条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 （３）第２３条に規定する市町村への通知に係る記録 （４）第３４条第２項に規定する苦情の内容等の記録	（２５）記録の整備(条例第３８条) 条例第３８条は、指定居宅サービス等基準条例第４１条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の一の３の(２７)を参照されたい。

（５）第３６条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

３　前項の規定にかかわらず、指定介護予防訪問介護事業者は、同項第１号及び第２号に規定する記録について、同項に規定する保存期間が介護給付費の受領の日から５年に満たない場合は、当該介護給付費の受領の日から５年間これを保存しなければならない。

４　指定介護予防訪問介護事業者は、介護給付費の請求に関する次に掲げる記録を、当該介護給付費の受領の日から５年間保存しなければならない。

（１）第２８条第１項に規定する勤務の体制に関する記録

（２）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める記録

(指定介護予防サービス等に係る記録の整備で市長が必要と認める記録)

９　相模原市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成２４年相模原市条例第８６号) 第３８条第４項第２号、第５６条第４項第２号、第７４条第４項第２号、第８４条第４項第２号、第９３条第４項第２号、第１０７条第４項第２号、第１２３条第４項第２号、第１４２条第４項第２号、第１８１条第４項第２号、第２１７条第４項第２号、第２３４条第４項第２号、第２４８条第４項第２号及び第２６２条第４項第２号に規定する市長が必要と認める記録は、次に掲げる事項とする。

（１）介護給付費の請求、受領等に係る書類

（２）利用者から支払を受ける利用料の請求、受領等に係る書類

（３）従業者の勤務の実績に関する記録

（４）その他市長が特に必要と認める記録

(暴力団排除)

第３９条　指定介護予防訪問介護事業所は、その運営について、次に掲げるものから支配的な影響を受けてはならない。

（１）暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団

（２）暴力団員等

（３）暴力団排除条例第２条第５号に規定する暴力団経営支配法人等

（４）暴力団排除条例第７条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの

（２６）暴力団排除(条例第３９条)

条例第３９条は、指定居宅サービス等基準条例第４２条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の一の３の(２８)を参照されたい。

【基準条例・施行規則】	【基準解釈】
第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	**４　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準**
(指定介護予防訪問介護の基本取扱方針)	（１）指定介護予防訪問介護の基本取扱方針(条例第４０条)
第４０条　指定介護予防訪問介護は、利用者の介護予防(法第８条の２第２項に規定する介護予防をいう。以下同じ。)に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。	条例第４０条にいう指定介護予防訪問介護の基本取扱方針について、特に留意すべきところは、次のとおりである。
２　指定介護予防訪問介護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	①　指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防とは、単に高齢者の運動機能や栄養改善といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの心身機能の改善や環境調整等を通じて、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。
３　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。	②　介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めること。
４　指定介護予防訪問介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。	③　サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。
５　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。	④　提供された介護予防サービスについては、介護予防訪問介護計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図らなければならないものであること。
(指定介護予防訪問介護の具体的取扱方針)	（２）指定介護予防訪問介護の具体的取扱方針(条例第４１条)
第４１条　訪問介護員等の行う指定介護予防訪問介護の方針は、第４条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。	①　条例第４１条第１号及び第２号は、サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画を作成しなければならないこととしたものである。介護予防訪問介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、指定介護予防訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし(アセスメント)、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、担当する訪問介護員等が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。
（１）指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。	なお、介護予防訪問介護計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えない。
（２）サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問介護計画を作成するものとする。	②　同条第３号は、介護予防訪問介護計画は、介護予防サービス計画(法第８条の２第１６項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。)に沿って作成されなければなら
（３）介護予防訪問介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。	

	ないこととしたものである。 　なお、介護予防訪問介護計画の作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防訪問介護計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。
（４）サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 （５）サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画を作成した際には、当該介護予防訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。 （６）指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。 （７）指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。	③　同条第４号から第７号までは、サービス提供に当たっての利用者又はその家族に対する説明について定めたものである。即ち、介護予防訪問介護計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務づけることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものである。サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。 　また、介護予防訪問介護計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しなければならず、当該介護予防訪問介護計画は、条例第３８条第２項及び第３項の規定に基づき、保存しなければならないこととしている。
（８）指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。	④　同条第８号は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応した適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を習得する等、研鑽を行うべきものであることとしたものである。
（９）サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも１月に１回は、当該介護予防訪問介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防訪問介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は、当該介護予防訪問介護計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。 （１０）サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。 （１１）サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問介護計画の変更を行うものとする。 （１２）第１号から第１０号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問介護計画の変更について準用する。	⑤　同条第９号から第１１号までは、事業者に対して介護予防サービスの提供状況等について指定介護予防支援事業者に対する報告の義務づけを行うとともに、指定介護予防訪問介護計画に定める計画期間終了後の当該計画の実施状況の把握(モニタリング)を義務づけるものである。指定介護予防支援事業者に対する実施状況等の報告については、サービスが介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また、当該計画策定時から利用者の状態等が大きく異なることとなっていないか等を確認するために行うものであり、毎月行うこととしている。 　また、併せて、事業者は介護予防訪問介護計画に定める計画期間が終了するまでに１回はモニタリングを行い、利用者の介護予防訪問介護計画に定める目標の達成状況の把握等を行うこととしており、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する指定介護予防支援事業者等とも相談の上、必要に応じて当該介護予防訪問介護計画の変更を行うこととしたものである。 ⑥　相模原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成２６年相模原市条例第７３号）第３２条第１２号において、「担当職員は、介護予防サービス

(指定介護予防訪問介護の提供に当たっての留意点) 第４２条　指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。 （１）指定介護予防訪問介護事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント(指定介護予防支援等基準第３０条第７号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。)において把握された課題、指定介護予防訪問介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。 （２）指定介護予防訪問介護事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。	計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者に対して、指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している指定介護予防支援事業者から介護予防訪問介護計画の提供の求めがあった際には、当該介護予防訪問介護計画を提出することに協力するよう努めるものとする。
第６節　基準該当介護予防サービスに関する基準 (訪問介護員等の員数) 第４３条　基準該当介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防訪問介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当介護予防訪問介護事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「基準該当介護予防訪問介護事業所」という。)ごとに置くべき訪問介護員等(基準該当介護予防訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第８条の２第２項に規定する政令で定める者をいう。以下この節において同じ。)の員数は、３人以上とする。 ２　基準該当介護予防訪問介護事業者は、基準該当介護予防訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等のうち１人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。 ３　基準該当介護予防訪問介護の事業と基準該当訪問介護(指定居宅サービス等基準条例第４３条第１項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。)の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項及び同条第２項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前２項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	**５　基準該当介護予防訪問介護に関する基準** （１）訪問介護員等の員数(条例第４３条) 条例第４３条は、指定居宅サービス等基準条例第４３条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の一の４の(１)を参照されたい。
(管理者) 第４４条　基準該当介護予防訪問介護事業者は、基準該当介護予防訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問介護事業所の他の職務に従事	（２）管理者(条例第４４条) 条例第４４条は、指定居宅サービス等基準条例第４４条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の一の４の(２)を参照されたい。

し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

２　基準該当介護予防訪問介護事業所の管理者は、暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。

(設備及び備品等)

第４５条　基準該当介護予防訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当介護予防訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

２　基準該当介護予防訪問介護の事業と基準該当訪問介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第４５条第１項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第４６条　基準該当介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護の提供をさせてはならない。

(準用)

第４７条　第1節、第4節(第１５条、第２０条第１項、第２２条、第２７条並びに第３４条第５項及び第６項を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問介護の事業について準用する。この場合において、第１９条中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第５３条第４項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」に、第２０条第２項及び第２１条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護」に、第２０条第３項中「前２項」とあるのは「前項」に、第２５条第３項中「第５条第２項」とあるのは「第４３条第２項」と読み替えるものとする。

（３）設備及び備品等(条例第４５条)

条例第４５条は、指定居宅サービス等基準条例第４５条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の一の４の(３)を参照されたい。

（４）準用(条例第４７条)

条例第４７条は、指定居宅サービス等基準条例第４７条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の一の４の(４)を参照されたい。

第３章　介護予防訪問入浴介護	二　介護予防訪問入浴介護
第１節　基本方針	
第４８条　指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護(以下「指定介護予防訪問入浴介護」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。	
第２節　人員に関する基準	１　人員に関する基準
(従業員の員数)	（１）従業者の員数(条例第４９条)
第４９条　指定介護予防訪問入浴介護の事業を行う者(以下「指定介護予防訪問入浴介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防訪問入浴介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たる従業者(以下この節から第５節までにおいて「介護予防訪問入浴介護従業者」という。)の員数は次に掲げるとおりとする。 （１）看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。)　１以上 （２）介護職員　１以上 ２　前項の介護予防訪問入浴介護従業者のうち１人以上は、常勤でなければならない。 ３　指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第４９条第１項に規定する指定訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護(指定居宅サービス等基準条例第４８条に規定する指定訪問入浴介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第４９条第１項及び第２項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前２項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	条例第４９条は、指定居宅サービス等基準条例第４９条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の二の１の(１)を参照されたい。
(管理者)	（２）管理者(条例第５０条)
第５０条　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	条例第５０条は、指定居宅サービス等基準条例第５０条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の二の１の(２)を参照されたい。

2　指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。	
第3節　設備に関する基準 第５１条　指定介護予防訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。 2　指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第５１条第１項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	**2　設備に関する基準** 条例第５１条は、指定居宅サービス等基準条例第５１条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の二の２を参照されたい。
第4節　運営に関する基準 (利用料等の受領) 第５２条　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問入浴介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 （1）利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を行う場合のそれに要する交通費 （2）利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用 4　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	**3　運営に関する基準** （1）利用料等の受領(条例第５２条) 条例第５２条は、指定居宅サービス等基準条例第５２条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の二の３の(１)を参照されたい。

(緊急時等の対応)

第５３条　介護予防訪問入浴介護従業者は、現に指定介護予防訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定介護予防訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（２）緊急時等の対応(条例第５３条)

条例第５３条は、指定居宅サービス等基準条例第５５条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の二の３の(３)を参照されたい。

(管理者の責務)

第５４条　指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定介護予防訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

２　指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（３）管理者の責務(条例第５４条)

条例第５４条は、指定居宅サービス等基準条例第５６条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の二の３の(４)を参照されたい。

(運営規程)

第５５条　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

（１）事業の目的及び運営の方針
（２）従業者の職種、員数及び職務の内容
（３）営業日及び営業時間
（４）指定介護予防訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額
（５）通常の事業の実施地域
（６）サービスの利用に当たっての留意事項
（７）緊急時等における対応方法
（８）前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

【規則事項】

(指定介護予防訪問介護等に係る運営規程に定める事項)

第３条　条例第２６条第７号(条例第４７条において準用する場合を含む。)、第５５条第８号(条例第６３条において準用する場合を含む。)、第７３条第７号、第８３条第６号、第１０２条第１０号(条例第１１６条において準用する場合を含む。)、第１２１条第９号及び第２４３条第６号(条例第２５４条及び第２６３条において準用する場合を含む。)の規則で定める事項は、次のとおりとする。

（１）事故発生時の対応

（２）緊急時等の対応(条例第５３条)

条例第５３条は、指定居宅サービス等基準条例第５５条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の二の３の(３)を参照されたい。

（３）管理者の責務(条例第５４条)

条例第５４条は、指定居宅サービス等基準条例第５６条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の二の３の(４)を参照されたい。

（４）運営規程(条例第５５条)

条例第５５条は、指定居宅サービス等基準条例第５７条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の二の３の(５)を参照されたい。

（２）業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
（３）苦情及び相談に対する体制
（４）従業者の研修の実施に関する事項
（５）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(記録の整備)
第５６条　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
２　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。
（１）次条において準用する第１９条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
（２）次条において準用する第２３条に規定する市町村への通知に係る記録
（３）次条において準用する第３４条第２項に規定する苦情の内容等の記録
（４）次条において準用する第３６条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
３　前項の規定にかかわらず、指定介護予防訪問入浴介護事業者は、同項第１号に規定する記録について、同項に規定する保存期間が介護給付費の受領の日から５年に満たない場合は、当該介護給付費の受領の日から５年間これを保存しなければならない。
４　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護給付費の請求に関する次に掲げる記録を、当該介護給付費の受領の日から５年間保存しなければならない。
（１）次条において準用する第２８条第１項に規定する勤務の体制に関する記録
（２）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める記録

(指定介護予防サービス等に係る記録の整備で市長が必要と認める記録)
９　相模原市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成２４年相模原市条例第８６号) 第３８条第４項第２号、第５６条第４項第２号、第７４条第４項第２号、第８４条第４項第２号、第９３条第４項第２号、第１０７条第４項第２号、第１２３条第４項第２号、第１４２条第４項第２号、第１８１条第４項第２号、第２１７条第４項第２号、第２３４条第４項第２号、第２４８条第４項第２号及び第２６２条第４項第２号に規定する市長が必要と認める記録は、次に掲げる事項とする。

（５）記録の整備(条例第５６条)
　条例第５６条は、指定居宅サービス等基準条例第５８条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の二の３の(６)を参照されたい。

（1）介護給付費の請求、受領等に係る書類
（2）利用者から支払を受ける利用料の請求、受領等に係る書類
（3）従業者の勤務の実績に関する記録
（4）その他市長が特に必要と認める記録

(準用)
第５７条　第8条から第１９条まで、第２１条、第２３条、第２８条から第３７条まで及び第３９条の規定は、指定介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と、第8条及び第３０条中「第２６条」とあるのは「第５５条」と、第２９条中「設備及び備品等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。

（6）準用(条例第５７条)
　条例第５７条は、指定居宅サービス等基準条例第５９条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第3の二の3の(7)を参照されたい。

第5節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
(指定介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針)
第５８条　指定介護予防訪問入浴介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
２　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
３　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
４　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。

4　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
（1）指定介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針(条例第５８条及び第５９条)
　指定介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針については、条例第５８条及び第５９条に定めるところによるほか、次の点に留意するものとする。
①　指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ、利用者ごとに目標を設定の上、計画的に行うこと。
②　サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。
③　指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況により、訪問時に全身入浴が困難な場合は、利用者の希望により、「清拭」又は「部分浴(洗髪、陰部、足部等)」を実施するなど、適切なサービス提供に努めること。

(指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針)
第５９条　介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護の方針は、第４８条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
（1）指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝

達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

（2）指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

（3）指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

（4）指定介護予防訪問入浴介護の提供は、１回の訪問につき、看護職員１人及び介護職員１人をもって行うものとし、これらの者のうち１人を当該サービスの提供の責任者とする。ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。

（5）指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、サービス提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービス提供ごとに消毒したものを使用する。

④　条例第５９条第２号に定める「サービス提供方法等」とは、入浴方法等の内容、作業手順、入浴後の留意点などを含むものであること。

⑤　同条第４号に定める「サービスの提供の責任者」については、入浴介護に関する知識や技術を有した者であって、衛生管理や入浴サービスの提供に当たって他の従業者に対し作業手順など適切な指導を行うとともに、利用者が安心してサービス提供を受けられるように配慮すること。また、同号に定める「主治の医師の意見の確認」については、利用者又は利用者の承認を得て当該事業者が、利用者の主治医に確認することとし、併せて、次に確認すべき時期についても確認しておくこと。

⑥　同条第５号に定める「サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品」の安全衛生については、特に次の点について留意すること。

ア　浴槽など利用者の身体に直に接触する設備・器具類は、利用者１人ごとに消毒した清潔なものを使用し、使用後に洗浄及び消毒を行うこと。また、保管に当たっても、清潔保持に留意すること。

イ　皮膚に直に接するタオル等については、利用者１人ごとに取り替えるか個人専用のものを使用する等、安全清潔なものを使用すること。

ウ　消毒方法等についてマニュアルを作成するなど、当該従業者に周知させること。

第６節　基準該当介護予防サービスに関する基準

(従業者の員数)

第６０条　基準該当介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防訪問入浴介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当介護予防訪問入浴介護事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「基準該当介護予防訪問入浴介護事業所」という。)ごとに置くべき基準該当介護予防訪問入浴介護の提供に当たる従業者(以下この節において「介護予防訪問入浴介護従業者」という。)の員数は、次に掲げるとおりとする。

（1）看護職員　1以上

（2）介護職員　1以上

5　基準該当介護予防訪問入浴介護に関する基準

（1）従業者の員数(条例第６０条)

条例第６０条は、指定居宅サービス等基準条例第６０条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の二の４の(１)を参照されたい。

２　基準該当介護予防訪問入浴介護の事業と基準該当訪問入浴介護(指定居宅サービス等基準条例第６０条第１項に規定する基準該当訪問入浴介護をいう。以下同じ。)の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第６１条　基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

２　基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。

（２）管理者(条例第６１条)

条例第６１条は、指定居宅サービス等基準条例第６１条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の二の４の(２)を参照されたい。

(設備及び備品等)

第６２条　基準該当介護予防訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当介護予防訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。

２　基準該当介護予防訪問入浴介護の事業と基準該当訪問入浴介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定居宅サービス等基準条例第６２条第１項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（３）設備及び備品等(条例第６２条)

条例第６２条は、指定居宅サービス等基準条例第６２条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の二の４の(３)を参照されたい。

(準用)

第６３条　第８条から第１４条まで、第１６条から第１９条まで、第２１条、第２３条、第２８条から第３３条まで、第３４条(第５項及び第６項を除く。)、第３５条から第３７条まで及び第３９条並びに第１節、第４節(第５２条第１項及び第５７条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と、第８条及び第３０条中「第２６条」とあるのは「第６３条において準用する第５５条」と、第１９条中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第５３条第４項の規定により利用者に代わって支払

（４）運営に関する基準(条例第６３条)

条例第６３条は、指定居宅サービス等基準条例第６３条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の二の４の(４)を参照されたい。

を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第２１条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護」と、第２９条中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第５２条第２項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。	
第４章　介護予防訪問看護	三　介護予防訪問看護
第１節　基本方針 第６４条　指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問看護(以下「指定介護予防訪問看護」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。	
第２節　人員に関する基準 (看護師等の員数) 第６５条　指定介護予防訪問看護の事業を行う者(以下「指定介護予防訪問看護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防訪問看護事業所」という。)ごとに置くべき看護師その他の指定介護予防訪問看護の提供に当たる従業者(以下「看護師等」という。)の員数は、次に掲げる指定介護予防訪問看護事業所の種類の区分に応じて、次に掲げるとおりとする。 （１）病院又は診療所以外の指定介護予防訪問看護事業所(以下「指定介護予防訪問看護ステーション」という。) ア　保健師、看護師又は准看護師(以下この条において「看護職員」という。)　常勤換算方法で、２．５以上となる員数 イ　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士　指定介護予防訪問看護ステーションの実情に応じた適当数 （２）病院又は診療所である指定介護予防訪問看護事業所(以下「指定介護予防訪問看護を担当する医療機関」という。)　指定介護予防訪問看護の提供に当たる看護職員を適当数置くべきものとする。 ２　前項第１号アの看護職員のうち１名は、常勤でなければならない。	１　人員に関する基準 （１）記録の整備(条例第６５条) 条例第６５条は、指定居宅サービス等基準条例第６５条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の三の１の(１)を参照されたい。

3　指定介護予防訪問看護事業者が指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準条例第６５条第１項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問看護の事業と指定訪問看護(指定居宅サービス等基準条例第６４条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第６５条第１項及び第２項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前２項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	
(管理者) 第６６条　指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 2　指定介護予防訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師でなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。 3　指定介護予防訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定介護予防訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。 4　指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。	（2）管理者(条例第６６条) 条例第６６条は、指定居宅サービス等基準条例第６６条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の三の１の(２)を参照されたい。
第３節　設備に関する基準 第６７条　指定介護予防訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定介護予防訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、当該指定介護予防訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることで足りるものとする。 2　指定介護予防訪問看護を担当する医療機関は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の指定介護予防訪問看護の事業の用に供する区画を確保するとともに、指定介護予防訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 3　指定介護予防訪問看護事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問看護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されて	2　設備に関する基準 条例第６７条は、指定居宅サービス等基準条例第６７条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の三の２の(１)及び(２)を参照されたい。

いる場合については、指定居宅サービス等基準条例第６７条第１項又は第２項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前２項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

(サービス提供困難時の対応)

第６８条　指定介護予防訪問看護事業者は、利用申込者の病状、当該指定介護予防訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定介護予防訪問看護を提供することが困難であると認めた場合は、主治の医師及び介護予防支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定介護予防訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第６９条　指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

２　指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び介護予防支援事業者に対する情報の提供並びに地域包括支援センター又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第７０条　指定介護予防訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問看護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問看護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　指定介護予防訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防訪問看護に係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法(大正１１年法律第７０号)第６３条第１項に規定する療養の給付若しくは同法第８８条第１項に規定する指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和５７年法律第８０号)第６４条第１項に規定する療養の給付若しくは同法第７８条第１項に規定する指定訪問看護のうち指定介護予防訪問看護に相当す

３　運営に関する基準

（１）サービス提供困難時の対応(条例第６８条)

条例第６８条は、指定居宅サービス等基準条例第６８条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の三の３の(１)を参照されたい。

（２）利用料等の受領(条例第７０条)

条例第７０条は、指定居宅サービス等基準条例第７０条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の三の３の(２)を参照されたい。

るものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
3　指定介護予防訪問看護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問看護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
4　指定介護予防訪問看護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)
第７１条　指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等にその同居の家族である利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供をさせてはならない。

(緊急時等の対応)
第７２条　看護師等は、現に指定介護予防訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)
第７３条　指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
（１）事業の目的及び運営の方針
（２）従業者の職種、員数及び職務の内容
（３）営業日及び営業時間
（４）指定介護予防訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額
（５）通常の事業の実施地域
（６）緊急時等における対応方法
（７）前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

【規則事項】
(指定介護予防訪問介護等に係る運営規程に定める事項)
第3条　条例第２６条第７号(条例第４７条において準用する場合を含む。)、第５５条第８号(条例第６３条において準用する場合を含む。)、第７３条第７号、第８３条第６号、第１０２条第１０号(条例第１１６条において準用する場合を含む。)、第１２１条第９

（３）運営規程(条例第７３条)
条例第７３条は、指定居宅サービス等基準条例第７７条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の三の３の(６)を参照されたい。

号及び第２４３条第６号(条例第２５４条及び第２６３条において準用する場合を含む。)の規則で定める事項は、次のとおりとする。
（１）事故発生時の対応
（２）業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
（３）苦情及び相談に対する体制
（４）従業者の研修の実施に関する事項
（５）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(記録の整備)
第７４条　指定介護予防訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
２　指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。
（１）第７８条第２項に規定する主治の医師による指示の文書
（２）介護予防訪問看護計画書
（３）介護予防訪問看護報告書
（４）次条において準用する第１９条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
（５）次条において準用する第２３条に規定する市町村への通知に係る記録
（６）次条において準用する第３４条第２項に規定する苦情の内容等の記録
（７）次条において準用する第３６条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
３　前項の規定にかかわらず、指定介護予防訪問看護事業者は、前項第２号及び第４号に規定する記録について、前項に規定する保存期間が介護給付費の受領の日から５年に満たない場合は、当該介護給付費の受領の日から５年間これを保存しなければならない。
４　指定介護予防訪問看護事業者は、介護給付費の請求に関する次に掲げる記録を、当該介護給付費の受領の日から５年間保存しなければならない。
（１）次条において準用する第２８条第１項に規定する勤務の体制に関する記録
（２）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める記録

(指定介護予防サービス等に係る記録の整備で市長が必要と認める記録)
９　相模原市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条

（４）記録の整備(条例第７４条)
　条例第７４条は、指定居宅サービス等基準条例第７８条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の三の３の(７)を参照されたい。

例(平成２４年相模原市条例第８６号) 第３８条第４項第２号、第５６条第４項第２号、第７４条第４項第２号、第８４条第４項第２号、第９３条第４項第２号、第１０７条第４項第２号、第１２３条第４項第２号、第１４２条第４項第２号、第１８１条第４項第２号、第２１７条第４項第２号、第２３４条第４項第２号、第２４８条第４項第２号及び第２６２条第４項第２号に規定する市長が必要と認める記録は、次に掲げる事項とする。

（１）介護給付費の請求、受領等に係る書類

（２）利用者から支払を受ける利用料の請求、受領等に係る書類

（３）従業者の勤務の実績に関する記録

（４）その他市長が特に必要と認める記録

(準用)

第７５条　第８条、第９条、第１１条から第１３条まで、第１５条から第１９条まで、第２１条、第２３条、第２８条から第３７条まで、第３９条及び第５４条の規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第８条及び第３０条中「第２６条」とあるのは「第７３条」と、第１３条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

（５）準用(条例第７５条)

条例第７５条は、指定居宅サービス等基準条例第７９条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の三の３の(８)を参照されたい。

第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防訪問看護の基本取扱方針)

第７６条　指定介護予防訪問看護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

２　指定介護予防訪問看護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

３　指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

４　指定介護予防訪問看護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

５　指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者がその有する能力を最大限活用することができるよう適切な働きかけに努めなければならない。

４　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（１）指定介護予防訪問看護の基本取扱方針(条例第７６条)

条例第７６条にいう指定介護予防訪問看護の基本取扱方針において、特に留意すべきところは、次のとおりである。

①　指定介護予防訪問看護は、利用者の心身の状態を踏まえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治医との密接な連携のもとに介護予防訪問看護計画に沿って行うこととしたものであること。

②　介護予防訪問介護計画の作成に当たっては、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。

③　利用者の健康状態と経過、看護の目標や内容、具体的な方法その他療養上必要な事項について利用者及びその家族に理解しやすいよう指導又は説明を行うこと。また、介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取り組みが不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方を

	はじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めること。 ④　サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。 ⑤　提供された介護予防サービスについては、介護予防訪問介護計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図らなければならないものであること。
(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針) 第７７条　看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は、第６４条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 （1）指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。 （2）看護師等(准看護師を除く。以下この条において同じ。)は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問看護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問看護計画書を作成し、主治の医師に提出しなければならない。 （3）介護予防訪問看護計画書は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。 （4）看護師等は、介護予防訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 （5）看護師等は、介護予防訪問看護計画書を作成した際には、当該介護予防訪問看護計画書を利用者に交付しなければならない。 （6）指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第２号に規定する介護予防訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うものとする。 （7）指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。	（2）指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針(条例第７７条) ①　条例第７７条第１号から３号までは、看護師等は、介護予防訪問看護計画を作成し、主治医に提出しなければならないこととしたものである。介護予防訪問看護計画の作成に当たっては、主治医又は主治の歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、置かれている環境等を把握・分析し、介護予防訪問看護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにした上で(アセスメント)、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容、期間等を明らかにするものとする。なお、既に介護予防サービス計画が作成されている場合には、当該計画に沿って介護予防訪問看護計画を立案する。 ②　同条第４号から第７号までは、サービス提供に当たっての利用者又はその家族に対する説明について定めたものである。即ち、介護予防訪問看護計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容について説明を行った上で、利用者の同意を得ることを義務づけることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものである。看護師等は、介護予防訪問看護計画の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。 　また、介護予防訪問看護計画を作成した際には、遅延なく利用者に交付しなければならず、当該介護予防訪問看護計画は、条例第７４条第２項及び第３項の規定に基づき、保存しなければならないこととしている。

（８）指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

（９）特殊な看護等については、これを行ってはならない。

（１０）看護師等は、介護予防訪問看護計画書に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問看護計画書に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は、当該介護予防訪問看護計画書の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。

（１１）看護師等は、モニタリングの結果も踏まえつつ、訪問日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成し、当該報告書の内容について、当該指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該報告書について主治の医師に定期的に提出しなければならない。

（１２）指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

（１３）看護師等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問看護計画書の変更を行い、変更後の当該計画を主治の医師に提出しなければならない。

（１４）第１号から第１２号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問看護計画書の変更について準用する。

（１５）当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、第２号から第６号まで及び第１０号から第１４号までの規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録(以下「診療記録」という。)への記載をもって代えることができる。

(主治の医師との関係)

第７８条　指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定介護予防訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。

③　同条第８号及び第９号は、指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に沿った適切な看護技術をもって対応できるよう、新しい看護技術をもって対応できるよう、新しい看護技術の修得等、研讃を積むことを定めたものである。また、同条第９号においては、医学の立場を堅持し、広く一般に認められていない看護等については行ってはならないこととしている。

④　同条第１０号から第１３号までは、介護予防訪問看護計画に定める計画期間終了後の当該計画の実施状況の把握(モニタリング)、当該モニタリングの結果も踏まえた介護予防訪問看護報告書の作成、当該報告書の内容の担当する指定介護予防支援事業者への報告及び主治医への定期的な提出を義務づけたものである。

　看護師等は、介護予防訪問看護報告書に、訪問を行った日、提供した看護内容、介護予防訪問看護計画書に定めた目標に照らしたサービス提供結果等を記載する。なお、当該報告書は、訪問の都度記載する記録とは異なり、主治医に定期的に提出するものをいい、当該報告書の記載と先に主治医に提出した介護予防訪問看護計画書(当該計画書を同条第１５号において診療記録の記載をもって代えた場合を含む。)の記載において重複する箇所がある場合は、当該報告書における重複箇所の記載を省略しても差し支えないこととする。

　看護師等は、介護予防訪問看護報告書に記載する内容について、担当する指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該報告書自体は、主治医に提出するものとする。

　なお、管理者にあっては、介護予防訪問看護計画に沿った実施状況を把握し、計画書及び報告書に関し、助言、指導等必要な管理を行わなければならない。

⑤　同条第１５号は、指定介護予防訪問看護事業所が保険医療機関である場合は、主治医への介護予防訪問看護計画書の提出は、診療記録への記載をもって代えることができることとしたものであり、「訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて」(平成１２年３月３０日老企第５５号)に定める訪問看護計画書を参考に事業所ごとに定めるもので差し支えない。

⑥　介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している指定介護予防訪問看護事業者については、第３の一の４の（２）の⑥を準用する。この場合において、「介護予防訪問介護計画」とあるのは「介護予防訪問看護計画」と読み替える。

（３）主治医との関係(条例第７８条)

①　指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、利用者の主治医が発行する介護予防訪問看護指示の文書(以下第３の三の４において「指示書」という。)に基づき指定介護予防訪問看

	護が行われるよう、主治医との連絡調整、指定介護予防訪問看護の提供を担当する看護師等の監督等必要な管理を行わなければならないこと。なお、主治医とは、利用申込者の選定により加療している医師をいい、主治医以外の複数の医師から指示書の交付を受けることはできないものであること。
２　指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。 ３　指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。 ４　前条第１５号の規定は、主治の医師の文書による指示について準用する。	②　条例第７８条第２項は、指定介護予防訪問看護の利用対象者は、その主治医が指定介護予防訪問看護の必要性を認めたものに限られるものであることを踏まえ、指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の開始に際しては、指示書の交付を受けなければならないこととしたものであること。 ③　指定介護予防訪問看護の実施に当たっては、特に医療施設内の場合と異なり、看護師等が単独で行うことに十分留意するとともに慎重な状況判断等が要求されることを踏まえ、主治医との密接かつ適切な連携を図ること。
第５章　介護予防訪問リハビリテーション	**四　介護予防訪問リハビリテーション**
第１節　基本方針 第７９条　指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問リハビリテーション(以下「指定介護予防訪問リハビリテーション」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。	
第２節　人員に関する基準 第８０条　指定介護予防訪問リハビリテーションの事業を行う者(以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業所」という。)ごとに、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。）を置かなければならない。 ２　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準条例第８１条第１項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション(指定居宅サービス等基準条例第８０条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営	**１　人員に関する基準** 条例第８０条は、指定居宅サービス等基準条例第８１条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の四の１を参照されたい。

されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第８１条第１項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節　設備に関する基準

第８１条　指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所又は介護老人保健施設であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

２　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第８２条第１項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

２　設備に関する基準

条例第８１条は、指定居宅サービス等基準条例第８２条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の四の２を参照されたい。

第4節　運営に関する基準

(利用料等の受領)

第８２条　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防訪問リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法第６３条第１項又は高齢者の医療の確保に関する法律第６４条第１項に規定する療養の給付のうち指定介護予防訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問リハビリテーションを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

３　運営に関する基準

（１）利用料等の受領(条例第８２条)

条例第８２条は、指定居宅サービス等基準条例第８３条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の四の３の(１)を参照されたい。

４　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第８３条　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、事業所ごとに、次に掲げる運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

（１）事業の目的及び運営の方針
（２）従業者の職種、員数及び職務の内容
（３）営業日及び営業時間
（４）指定介護予防訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額
（５）通常の事業の実施地域
（６）前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

【規則事項】

(指定介護予防訪問介護等に係る運営規程に定める事項)

第3条　条例第２６条第７号(条例第４７条において準用する場合を含む。)、第５５条第８号(条例第６３条において準用する場合を含む。)、第７３条第７号、第８３条第６号、第１０２条第１０号(条例第１１６条において準用する場合を含む。)、第１２１条第９号及び第２４３条第６号(条例第２５４条及び第２６３条において準用する場合を含む。)の規則で定める事項は、次のとおりとする。

（１）事故発生時の対応
（２）業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
（３）苦情及び相談に対する体制
（４）従業者の研修の実施に関する事項
（５）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(記録の整備)

第８４条　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

２　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。

（２）記録の整備(条例第８４条)

条例第８４条は、指定居宅サービス等基準条例第８８条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の四の３の(４)を参照されたい。

（1）介護予防訪問リハビリテーション計画
（2）次条において準用する第１９条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
（3）次条において準用する第２３条に規定する市町村への通知に係る記録
（4）次条において準用する第３４条第２項に規定する苦情の内容等の記録
（5）次条において準用する第３６条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
3　前項の規定にかかわらず、指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、前項第２号の介護予防訪問リハビリテーション計画及び同項第４号の記録について、前項に規定する保存期間が介護給付費の受領の日から５年に満たない場合は、当該介護給付費の受領の日から５年間これを保存しなければならない。
4　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、介護給付費の請求に関する次に掲げる記録を、当該介護給付費の受領の日から５年間保存しなければならない。
（1）次条において準用する第２８条第１項に規定する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務の体制に関する記録
（2）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める記録

(指定介護予防サービス等に係る記録の整備で市長が必要と認める記録)
9　相模原市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成２４年相模原市条例第８６号) 第３８条第４項第２号、第５６条第４項第２号、第７４条第４項第２号、第８４条第４項第２号、第９３条第４項第２号、第１０７条第４項第２号、第１２３条第４項第２号、第１４２条第４項第２号、第１８１条第４項第２号、第２１７条第４項第２号、第２３４条第４項第２号、第２４８条第４項第２号及び第２６２条第４項第２号に規定する市長が必要と認める記録は、次に掲げる事項とする。
（1）介護給付費の請求、受領等に係る書類
（2）利用者から支払を受ける利用料の請求、受領等に係る書類
（3）従業者の勤務の実績に関する記録
（4）その他市長が特に必要と認める記録

(準用)

第８５条　第6条第2項、第8条から第１３条まで、第１５条から第１９条まで、第２１条、第２３条、第２８条から第３１条まで、第３３条から第３７条まで、第３９条、第５４条及び第６９条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第8条及び第３０条中「第２６条」とあるのは「第８３条」と、第１３条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

（3）準用(条例第８５条)

条例第８５条は、指定居宅サービス等基準条例第８９条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第3の四の3の(5)を参照されたい。

第5節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防訪問リハビリテーションの基本取扱方針)

第８６条　指定介護予防訪問リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

4　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（1）指定介護予防訪問リハビリテーションの基本取扱方針(条例第８６条)

条例第８６条にいう指定介護予防訪問リハビリテーションの基本取扱方針について、特に留意すべきところは、次のとおりである。

①　指定介護予防訪問リハビリテーションは、利用者の心身の状態を踏まえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治医との密接な連携のもとに介護予防訪問リハビリテーション計画に沿って行うものとしたものであること。また、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たって、別の医療機関の医師から情報提供を受けて、指定介護予防訪問リハビリテーションを実施する場合は、当該情報提供を行った医療機関の医師との間で十分な連携を図るものであること。

②　介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。

③　指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、利用者の心身の状態、リハビリテーションの内容やそれを提供する目的、具体的な方法、リハビリテーションに必要な環境の整備、療養上守るべき点及び療養上必要な目標等、療養上必要な事項について利用者及びその家族に理解しやすいよう指導又は説明を行うこと。

また、介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めること。

④　サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配

	慮すること。 ⑤　提供された介護予防サービスについては、介護予防訪問リハビリテーション計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図らなければならないものであること。
(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針) 第８７条　指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第７９条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 （１）指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準条例第３条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等(法第８条の２第１６項に規定する指定介護予防サービス等をいう。)の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。)を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。 （２）医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問リハビリテーション計画を作成するものとする。 （３）介護予防訪問リハビリテーション計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。 （４）医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 （５）医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該介護予防訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。 （６）　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーシ	（２）指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針(条例第８７条) ①　条例第８７条第１号から第３号までは、医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画を作成しなければならないこととしたものである。介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、主治医又は主治の歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、置かれている環境等を把握・分析し、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供によって解決すべき問題状況を明らかにした上で(アセスメント)、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容、期間等を明らかにするものとする。なお、既に介護予防サービス計画が作成されている場合には、当該計画に沿って介護予防訪問リハビリテーション計画を立案する。 ②　同条第４号から第８号までは、サービス提供に当たっての利用者又はその家族に対する説明について定めたものである。即ち、介護予防訪問リハビリテーション計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務づけることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものである。医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実

ョン事業者(第１１８条第１項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標と当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第１２６条第２号から第５号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第２号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	施状況や評価についても説明を行うものとする。 　また、介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しなければならず、当該介護予防訪問リハビリテーション計画は、条例第８４条第２項及び第３項の規定に基づき、保存しなければならないこととしている。
（７）指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。	
（８）指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。	
（９）指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。	③　同条第９号は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医学の進歩に沿った適切な技術をもって対応できるよう、新しい技術の習得等、研鑽を積むことを定めたものである。
（１０）理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、それぞれの利用者について、介護予防訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告するものとする。	
（１１）医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は、当該介護予防訪問リハビリテーション計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。	④　同条第１１号から第１３号までは、介護予防訪問リハビリテーション計画に定める計画期間終了後の当該計画の実施状況の把握(モニタリング)、当該モニタリング結果の記録の作成、当該記録の担当する指定介護予防支援事業者への報告を義務づけたものである。
（１２）医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。	⑤　介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している指定介護予防訪問リハビリテーション事業者については、第３の一の４の（２）の⑥を準用する。この場合において、「介護予防訪問介護計画」とあるのは「介護予防訪問リハビリテーション計画」と読み替える。
（１３）医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行うものとする。	
（１４）第１号から第１２号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。	

第６章　介護予防居宅療養管理指導

第１節　基本方針

第８８条　指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導(以下「指定介護予防居宅療養管理指導」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員(歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。)、歯科衛生士(歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。)又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

第８９条　指定介護予防居宅療養管理指導の事業を行う者(以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下「介護予防居宅療養管理指導従業者」という。)の員数は、次に掲げる指定介護予防居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、次に掲げるとおりとする。

（１）病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所

ア　医師又は歯科医師

イ　薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士　その提供する指定介護予防居宅療養管理指導の内容に応じた適当数

（２）薬局である指定介護予防居宅療養管理指導事業所　薬剤師

（３）指定訪問看護ステーション等(指定訪問看護ステーション(指定居宅サービス等基準条例第６５条第１項にいう指定訪問看護ステーションをいう。)及び指定介護予防訪問看護ステーションをいう。以下この章において同じ。)である指定介護予防居宅療養管理指導事業所　看護職員

２　指定介護予防居宅療養管理指導事業者が指定居宅療養管理指導事業者(指定居宅サービス等基準条例第９１条第１項に規定する指定居宅療養管理指導事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防居宅療養管理指導の事業と指定居宅療養管理指導(指

五　介護予防居宅療養管理指導

１　人員に関する基準

条例第８９条は、指定居宅サービス等基準条例第９１条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の五の１を参照されたい。

定居宅サービス等基準条例第９０条に規定する指定居宅療養管理指導をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第９１条第１項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第３節　設備に関する基準

第９０条　指定介護予防居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等であって、指定介護予防居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

２　指定介護予防居宅療養管理指導事業者が指定居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防居宅療養管理指導の事業と指定居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第９２条第１項に規定する設備に関する基準をみたすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

２　設備に関する基準

条例第９０条は、指定居宅サービス等基準条例第９２条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の五の２を参照されたい。

第４節　運営に関する基準

(利用料等の受領)

第９１条　指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防居宅療養管理指導を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防居宅療養管理指導に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防居宅療養管理指導事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防居宅療養管理指導を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防居宅療養管理指導に係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法第６３条第１項又は高齢者の医療の確保に関する法律第６４条第１項に規定する療養の給付のうち指定介護予防居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

４　指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっ

３　運営に関する基準

（１）利用料等の受領(条例第９１条)

条例第９１条は、指定居宅サービス等基準条例第９３条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の五の３の(１)を参照されたい。

ては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第９２条　指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

（１）事業の目的及び運営の方針
（２）従業者の職種、員数及び職務の内容
（３）営業日及び営業時間
（４）指定介護予防居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額
（５）前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

【規則事項】

(指定介護予防居宅療養管理指導に係る運営規程に定める事項)

第４条　条例第９２条第５号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

（１）通常の事業の実施地域
（２）業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
（３）苦情及び相談に対する体制
（４）前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(記録の整備)

第９３条　指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

２　指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。

（１）次条において準用する第１９条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
（２）次条において準用する第２３条に規定する市町村への通知に係る記録
（３）次条において準用する第３４条第２項に規定する苦情の内容等の記録
（４）次条において準用する第３６条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（２）運営規程(条例第９２条)

条例第９２条は、指定居宅サービス等基準条例第９６条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の五の３の(３)を参照されたい。

（３）記録の整備(条例第９３条)

条例第９３条は、指定居宅サービス等基準条例第９７条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の五の３の(４)を参照されたい。

3　前項の規定にかかわらず、指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、前項第１号に規定する記録について、前項に規定する保存期間が介護給付費の受領の日から５年に満たない場合は、当該介護給付費の受領の日から５年間これを保存しなければならない。

4　指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、介護給付費の請求に関する次に掲げる記録を、当該介護給付費の受領の日から５年間保存しなければならない。

（1）次条において準用する第２８条第１項に規定する勤務の体制に関する記録

（2）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める記録

(指定介護予防サービス等に係る記録の整備で市長が必要と認める記録)

9　相模原市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成２４年相模原市条例第８６号) 第３８条第４項第２号、第５６条第４項第２号、第７４条第４項第２号、第８４条第４項第２号、第９３条第４項第２号、第１０７条第４項第２号、第１２３条第４項第２号、第１４２条第４項第２号、第１８１条第４項第２号、第２１７条第４項第２号、第２３４条第４項第２号、第２４８条第４項第２号及び第２６２条第４項第２号に規定する市長が必要と認める記録は、次に掲げる事項とする。

（1）介護給付費の請求、受領等に係る書類

（2）利用者から支払を受ける利用料の請求、受領等に係る書類

（3）従業者の勤務の実績に関する記録

（4）その他市長が特に必要と認める記録

(準用)

第９４条　第6条第2項、第8条から第１３条まで、第１６条、第１８条、第１９条、第２１条、第２３条、第２８条から第３１条まで、第３３条から第３７条まで、第３９条、第５４条及び第６９条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第8条及び第３０条中「第２６条」とあるのは「第９２条」と、第１３条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第１８条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。

（4）準用(条例第９４条)

条例第９４条は、指定居宅サービス等基準条例第９８条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第3の五の3の(5)を参照されたい。

【基準条例・施行規則】	【基準解釈】
第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	**４　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準**
(指定介護予防居宅療養管理指導の基本取扱方針)	
第９５条　指定介護予防居宅療養管理指導は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。	
２　指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、自らその提供する指定介護予防居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	
３　指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。	
４　指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。	
(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)	（１）指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針(条例第９６条) 指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針については、条例第９６条の定めるところによるほか、次の点に留意するものとする。
第９６条　医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。	①　医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導は、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的な医学的管理又は歯科医学的管理を行っている要支援者に対して行うものであること。
（１）指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対し、介護予防サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うものとする。	②　指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、要支援者にサービスを提供している事業者にして、必要に応じて迅速に指導又は助言を行うために、日頃からサービスの提供事業者や提供状況を把握するように努めること。
（２）指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行うものとする。	
（３）前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。	
（４）指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。	
（５）前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は	

助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

（6）前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

（7）それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録するものとする。

2　薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

（1）指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師による指定介護予防居宅療養管理指導にあっては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画)に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。

（2）指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

（3）常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。

（4）それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。

3　看護職員の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

（1）指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うこと。

（2）指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。

（3）それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は介護予防支援事業者等に報告すること。

③　薬剤師、歯科衛生士及び管理栄養士は、指定介護予防居宅療養管理指導を行った際には、速やかに、指定介護予防居宅療養管理指導を実施した要支援者の氏名、実施日時、実施した指定介護予防居宅療養管理指導の要点及び担当者の氏名を記録すること。

【基準条例・施行規則】	【基準解釈】
第７章　介護予防通所介護	六　介護予防通所介護
第１節　基本方針	
第９７条　指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護(以下「指定介護予防通所介護」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。	
第２節　人員に関する基準	１　人員に関する基準
(従業者の員数)	（１）従業者の員数(条例第９８条)
第９８条　指定介護予防通所介護の事業を行う者(以下「指定介護予防通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節から第５節までにおいて「介護予防通所介護従業者」という。)の員数は、次に掲げるとおりとする。	条例第９８条は、指定居宅サービス等基準条例第１００条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の六の１の(１)から(３)までを参照されたい。
（１）生活相談員　指定介護予防通所介護の提供日ごとに、指定介護予防通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計を当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数	
（２）看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。)　指定介護予防通所介護の単位ごとに、専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が１以上確保されるために必要と認められる数	
（３）介護職員　指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第１００条第１項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第９９条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防通所介護又は指定通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が１５人までの場合にあっては１以上、利用者の数が１５	

人を超える場合にあっては１５人を超える部分の数を５で除して得た数に１を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

（４）機能訓練指導員　１以上

２　当該指定介護予防通所介護事業所の利用定員(当該指定介護予防通所介護事業所において同時に指定介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第４節までにおいて同じ。)が１０人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

３　指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の単位ごとに、第１項第３号の介護職員(第２項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第７項において同じ。)を、常時１人以上当該指定介護予防通所介護に従事させなければならない。

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定介護予防通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

５　前各項の指定介護予防通所介護の単位は、指定介護予防通所介護であってその提供が同時に１又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

６　第１項第４号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

７　第１項の生活相談員又は介護職員のうち１人以上は、常勤でなければならない。

８　指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第１００条第１項から第７項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第９９条　指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一

（２）管理者(条例第９９条)

条例第９９条は、指定居宅サービス等基準条例第１０１条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の六の１の(４)を参照されたい。

敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2　指定介護予防通所介護事業所の管理者は、暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。

第3節　設備に関する基準

(設備及び備品等)

第１００条　指定介護予防通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室、便所、洗面設備及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2　前項に掲げる設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

（1）食堂及び機能訓練室

ア　食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ　アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

（2）相談室　遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3　第1項に掲げる設備は、専ら当該指定介護予防通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4　前項ただし書の場合(指定介護予防通所介護事業者が第１項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定介護予防通所介護の事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

5　指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第１０２条第１項から第３項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

2　設備に関する基準

条例第１００条は、指定居宅サービス等基準条例第１０２条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第3の六の2を参照されたい。

【基準条例・施行規則】	【基準解釈】
第４節　運営に関する基準	**３　運営に関する基準**
(利用料の受領)	（１）利用料等の受領(条例第１０１条)
第１０１条　指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。	条例第１０１条は、指定居宅サービス等基準条例第１０３条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の六の３の(１)を参照されたい。
２　指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。	
３　指定介護予防通所介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。	
（１）利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用	
（２）食事の提供に要する費用	
（３）おむつ代	
（４）前３号に掲げるもののほか、指定介護予防通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用	
４　前項第２号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。	
５　指定介護予防通所介護事業者は、第３項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	
(運営規程)	（２）運営規程(条例第１０２条)
第１０２条　指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	条例第１０２条は、指定居宅サービス等基準条例第１０７条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の六の３の(４)を参照されたい。
（１）事業の目的及び運営の方針	
（２）従業者の職種、員数及び職務の内容	
（３）営業日及び営業時間	
（４）指定介護予防通所介護の利用定員	

（５）指定介護予防通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
（６）通常の事業の実施地域
（７）サービス利用に当たっての留意事項
（８）緊急時等における対応方法
（９）非常災害対策
（１０）前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

【規則事項】
(指定介護予防訪問介護等に係る運営規程に定める事項)
第３条　条例第２６条第７号(条例第４７条において準用する場合を含む。)、第５５条第８号(条例第６３条において準用する場合を含む。)、第７３条第７号、第８３条第６号、第１０２条第１０号(条例第１１６条において準用する場合を含む。)、第１２１条第９号及び第２４３条第６号(条例第２５４条及び第２６３条において準用する場合を含む。)の規則で定める事項は、次のとおりとする。
（１）事故発生時の対応
（２）業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
（３）苦情及び相談に対する体制
（４）従業者の研修の実施に関する事項
（５）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(勤務体制の確保等)
第１０３条　指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所介護を提供できるよう、指定介護予防通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
２　指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、当該指定介護予防通所介護事業所の従業者によって指定介護予防通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
３　指定介護予防通所介護事業者は、介護予防通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)
第１０４条　指定介護予防通所介護事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでな

（３）勤務体制の確保等(条例第１０３条)
　条例第１０３条は、指定居宅サービス等基準条例第１０８条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の六の３の(５)を参照されたい。

い。

(非常災害対策)
第１０５条　指定介護予防通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)
第１０６条　指定介護予防通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
２　指定介護予防通所介護事業者は、当該指定介護予防通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)
第１０６条の２　指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
２　指定介護予防通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
３　指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
４　指定介護予防通所介護事業者は、第１００条第４項の指定介護予防通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第１項及び第２項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)
第１０７条　指定介護予防通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
２　指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に関する次

（４）非常災害対策(条例第１０５条)
　条例第１０５条は、指定居宅サービス等基準条例第１１０条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の六の３の(６)を参照されたい。

（５）衛生管理等(条例第１０６条)
　条例第１０６条は、指定居宅サービス等基準条例第１１１条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の六の３の(７)を参照されたい。

（６）事故発生時の対応(条例第１０６条の２)
　条例第１０６条の２は、指定居宅サービス等基準条例第１１１条の２と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の六の３の(８)を参照されたい。

（７）記録の整備(条例第１０７条)
　条例第１０７条は、指定居宅サービス等基準条例第１１２条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の六の３の(９)を参照されたい。

に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。
（１）介護予防通所介護計画
（２）次条において準用する第１９条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
（３）次条において準用する第２３条に規定する市町村への通知に係る記録
（４）次条において準用する第３４条第２項に規定する苦情の内容等の記録
（５）前条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
３　前項の規定にかかわらず、指定介護予防通所介護事業者は、前項第１号及び第２号に規定する記録について、前項に規定する保存期間が介護給付費の受領の日から５年に満たない場合は、当該介護給付費の受領の日から５年間これを保存しなければならない。
４　指定介護予防通所介護事業者は、介護給付費の請求に関する次に掲げる記録を、当該介護給付費の受領の日から５年間保存しなければならない。
（１）第１０３条第１項に規定する勤務の体制に関する記録
（２）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める記録

(指定介護予防サービス等に係る記録の整備で市長が必要と認める記録)
９　相模原市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成２４年相模原市条例第８６号) 第３８条第４項第２号、第５６条第４項第２号、第７４条第４項第２号、第８４条第４項第２号、第９３条第４項第２号、第１０７条第４項第２号、第１２３条第４項第２号、第１４２条第４項第２号、第１８１条第４項第２号、第２１７条第４項第２号、第２３４条第４項第２号、第２４８条第４項第２号及び第２６２条第４項第２号に規定する市長が必要と認める記録は、次に掲げる事項とする。
（１）介護給付費の請求、受領等に係る書類
（２）利用者から支払を受ける利用料の請求、受領等に係る書類
（３）従業者の勤務の実績に関する記録
（４）その他市長が特に必要と認める記録

(準用)
第１０８条　第８条から第１７条まで、第１９条、第２１条、第２３条、第２４条、第３０条から第３５条まで、第３７条、第３９条及び第５４条の規定は、指定介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第８条及び第３０条中「第２６条」とあるのは「第

（８）準用(条例第１０８条)
条例第１０８条は、指定居宅サービス等基準条例第１１３条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の六の３の（１０）を参照されたい。

１０２条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第２４条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防通所介護の基本取扱方針)

第１０９条　指定介護予防通所介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

２　指定介護予防通所介護事業者は、自らその提供する指定介護予防通所介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

３　指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

４　指定介護予防通所介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

５　指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防通所介護の具体的取扱方針)

第１１０条　指定介護予防通所介護の方針は、第９７条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

（１）指定介護予防通所介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

（２）指定介護予防通所介護事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的な

４　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（１）指定介護予防通所介護の基本取扱方針（条例第１０９条)

条例第１０９条にいう指定介護予防通所介護の基本取扱方針について、特に留意すべきところは、次のとおりである。

①　指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護予防とは、単に高齢者の運動機能や栄養改善といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの心身機能の改善や環境調整等を通じて、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。

②　介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めること。

③　サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。

④　提供された介護予防サービスについては、介護予防通所介護計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図らなければならないものであること。

（２）指定介護予防通所介護の具体的取扱方針(条例第１１０条)

①　条例第１１０条第１号及び第２号は、管理者は、介護予防通所介護計画を作成しなければならないこととしたものである。介護予防通所介護計画の作成に当たっては、主治医又は主治の歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の状況を把握・分析し、指定介護予防通所介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし(アセスメント)、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。なお、介護予防通所介護計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えない。

サービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所介護計画を作成するものとする。	
（3）介護予防通所介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。	② 同条第３号は、介護予防通所介護計画は、介護予防サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。 なお、介護予防通所介護計画の作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防通所介護計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。
（4）指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 （5）指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画を作成した際には、当該介護予防通所介護計画を利用者に交付しなければならない。 （6）指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護予防通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。 （7）指定介護予防通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。	③ 同条第４号から第７号までは、サービス提供に当たっての利用者又はその家族に対する説明について定めたものである。即ち、介護予防通所介護計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務づけることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものである。管理者は、介護予防通所介護計画の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。 また、介護予防通所介護計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しなければならず、当該介護予防通所介護計画は、条例第１０７条第２項及び第３項の規定に基づき、保存しなければならないこととしている。
（8）指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。	④ 条例第１１０条第８号は、指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応した適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を習得する等、研鑽を行うべきものであることとしたものである。
（9）指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも１月に１回は、当該介護予防通所介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は、当該介護予防通所介護計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。 （１０）指定介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。 （１１）指定介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所介護計画の変更を行うものとする。	⑤ 同条第９号から第１１号までは、事業者に対して介護予防サービスの提供状況等について指定介護予防支援事業者に対する報告の義務づけを行うとともに、介護予防通所介護計画に定める計画期間終了後の当該計画の実施状況の把握(モニタリング)を義務づけるものである。指定介護予防支援事業者に対する実施状況等の報告については、サービスが介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また、当該計画策定時から利用者の状態等が大きく異なることとなっていないか等を確認するために行うものであり、毎月行うこととしている。 また、併せて、事業者は介護予防通所介護計画に定める計画期間が終了するまでに１回はモニタリングを行い、利用者の介護予防通所介護計画に定める目標の達成状況の把握等を行うこととしており、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する指定介護予防支援事業者等とも相談の上、必要に応じて当該介護予防通所介護計画の変更を行うこととしたものである。

（１２）第１号から第１０号までの規定は、前号に規定する介護予防通所介護計画の変更について準用する。

(指定介護予防通所介護の提供に当たっての留意点)

第１１１条　指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

（１）指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント(指定介護予防支援等基準第３０条第７号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。)において把握された課題、指定介護予防通所介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

（２）指定介護予防通所介護事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとすること。

（３）指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第１１２条　指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

２　指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

３　指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

４　指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

⑥　介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している指定介護予防通所介護事業者については、第３の一の４の（２）の⑥を準用する。この場合において、「介護予防訪問介護計画」とあるのは「介護予防通所介護計画」と読み替える。

第６節　基準該当介護予防サービスに関する基準

(従業者の員数)

第１１３条　基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防通所介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当介護予防通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当介護予防通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節において「介護予防通所介護従業者」という。)の員数は、次に掲げるとおりとする。

（１）生活相談員　基準該当介護予防通所介護の提供日ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数

（２）看護職員　基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が１以上確保されるために必要と認められる数

（３）介護職員　基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該基準該当介護予防通所介護事業者が基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護(指定居宅サービス等基準条例第１３２条第１項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所における基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護の利用者。以下この節において同じ。)の数が１５人までの場合にあっては１以上、利用者の数が１５人を超える場合にあっては１５人を超える部分の数を５で除して得た数に１を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

（４）機能訓練指導員　１以上

２　当該基準該当介護予防通所介護事業所の利用定員(当該基準該当介護予防通所介護事業所において同時に基準該当介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)が１０人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数とすること

５　基準該当介護予防通所介護に関する基準

（１）人員に関する基準(条例第１１３条及び第１１４条)

条例第１１３条及び第１１４条は、指定居宅サービス等基準条例第１３２条及び第１３３条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の六の５の(１)を参照されたい。

ができる。 3　基準該当介護予防通所介護事業者は、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、第１項第３号の介護職員(第２項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。)を、常時１人以上当該基準該当介護予防通所介護に従事させなければならない。 4　第１項及び第２項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当介護予防通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。 5　前各項の基準該当介護予防通所介護の単位は、基準該当介護予防通所介護であってその提供が同時に１又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。 6　第１項第４号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。 7　基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第１３２条第１項から第６項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 (管理者) 第１１４条　基準該当介護予防通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 2　基準該当介護予防通所介護事業所の管理者は、暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。 (設備及び備品等) 第１１５条　基準該当介護予防通所介護事業所には、食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生活相談のための場所、事務連絡のための場所を確保するとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに基準該当介護予防通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。 2　前項に掲げる設備の基準は、次に掲げるとおりとする。 （1）食事を行う場所及び機能訓練を行う場所	（2）設備に関する基準(条例第１１５条) 条例第１１５条は、指定居宅サービス等基準条例第１３４条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の六の５の(２)を参照されたい。

ア　食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、３平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ　アにかかわらず、食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

（２）生活相談を行う場所　遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

３　第１項に掲げる設備は、専ら当該基準該当介護予防通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する基準該当介護予防通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

４　基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業とが、同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定居宅サービス等基準条例第１０９条第１項から第３項までに規定する設備に関する基準をもって、前３項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第１１６条　第８条から第１４条まで、第１６条、第１７条、第１９条、第２１条、第２３条、第２４条、第３０条から第３３条まで、第３４条(第５項及び第６項を除く。)、第３５条、第３７条、第３９条及び第５４条並びに第１節、第４節(第１０１条第１項及び第１０８条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第８条及び第３０条中「第２６条」とあるのは「第１１６条において準用する第１０２条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第１９条中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第５３条第４項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第２１条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、第１０１条第２項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

（３）運営に関する基準(条例第１１６条)

条例第１１６条は、指定居宅サービス等基準条例第１３５条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の六の５の(３)を参照されたい。

【基準条例・施行規則】	【基準解釈】
第８章　介護予防通所リハビリテーション	七　介護予防通所リハビリテーション
第１節　基本方針	
第１１７条　指定介護予防サービスに該当する介護予防通所リハビリテーション(以下「指定介護予防通所リハビリテーション」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。	
第２節　人員に関する基準	１　人員に関する基準
第１１８条　指定介護予防通所リハビリテーションの事業を行う者(以下「指定介護予防通所リハビリテーション事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防通所リハビリテーション事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる従業者(以下「介護予防通所リハビリテーション従業者」という。)の員数は、次に掲げるとおりとする。	条例第１１８条は、指定居宅サービス等基準条例第１３７条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の七の１を参照されたい。
（１）医師　指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な１以上の数	
（２）理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)若しくは介護職員　次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数	
ア　指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者(当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準条例第１３７条第１項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス等基準条例第１３６条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防通所リハビリテーション又は指定通所リハビリテーションの利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が１０人以下の場合は、その提供を行う時間帯(以下この条において「提供時間」という。)を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が１以上確保されていること、又は、利用者の数が１０人を超える場合は、提供時間	

を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を１０で除した数以上確保されていること。

イ　アに掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が１００又はその端数を増すごとに１以上確保されていること。

２　指定介護予防通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、前項第２号の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとすることができる。

（１）指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が１０人以下の場合は、提供時間帯を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が１以上確保されていること、又は、利用者の数が１０人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を１０で除した数以上確保されていること。

（２）前号に掲げる人員のうち専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護予防通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに１年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、０．１以上確保されること。

３　第１項第１号の医師は、常勤でなければならない。

４　指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準条例第１３７条第１項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス等基準条例第１３６条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第１３７条第１項から第３項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前３項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第３節　設備に関する基準

第１１９条　指定介護予防通所リハビリテーション事業所は、指定介護予防通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等であって、３平方メートルに利用定員(当該指定介

２　設備に関する基準

条例第１１９条は、指定居宅サービス等基準条例第１３８条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の七の２を参照されたい。

護予防通所リハビリテーション事業所において同時に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。)を乗じた面積以上のものを有しなければならない。ただし、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。

2　指定介護予防通所リハビリテーション事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具を備えなければならない。

3　指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第１３８条第１項及び第２項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前２項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

(管理者等の責務)

第１２０条　指定介護予防通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。

2　指定介護予防通所リハビリテーション事業所の管理者又は前項の管理を代行する者は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第１２１条　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

（1）事業の目的及び運営の方針

（2）従業者の職種、員数及び職務の内容

（3）営業日及び営業時間

（4）指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員

3　運営に関する基準

（1）管理者等の責務(条例第１２０条)

条例第１２０条は、指定居宅サービス等基準条例第１４２条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の七の３の(２)を参照されたい。

（2）運営規程(条例第１２１条)

条例第１２１条は、指定居宅サービス等基準条例第１４３条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の七の３の(３)を参照されたい。

（５）指定介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額
（６）通常の事業の実施地域
（７）サービス利用に当たっての留意事項
（８）非常災害対策
（９）前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

【規則事項】
(指定介護予防訪問介護等に係る運営規程に定める事項)
第３条　条例第２６条第７号(条例第４７条において準用する場合を含む。)、第５５条第８号(条例第６３条において準用する場合を含む。)、第７３条第７号、第８３条第６号、第１０２条第１０号(条例第１１６条において準用する場合を含む。)、第１２１条第９号及び第２４３条第６号(条例第２５４条及び第２６３条において準用する場合を含む。)の規則で定める事項は、次のとおりとする。
（１）事故発生時の対応
（２）業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
（３）苦情及び相談に対する体制
（４）従業者の研修の実施に関する事項
（５）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(衛生管理等)
第１２２条　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。
２　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（３）衛生管理等(条例第１２２条)
　条例第１２２条は、指定居宅サービス等基準条例第１４４条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の七の３の(４)を参照されたい。

(記録の整備)
第１２３条　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
２　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。
（１）介護予防通所リハビリテーション計画

（４）記録の整備(条例第１２３条)
　条例第１２３条は、指定居宅サービス等基準条例第１４５条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の七の３の(５)を参照されたい。

（２）次条において準用する第１９条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
（３）次条において準用する第２３条に規定する市町村への通知に係る記録
（４）次条において準用する第３４条第２項に規定する苦情の内容等の記録
（５）次条において準用する第３６条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
３　前項の規定にかかわらず、指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項第１号及び第２号に規定する記録について、前項に規定する保存期間が介護給付費の受領の日から５年に満たない場合は、当該介護給付費の受領の日から５年間これを保存しなければならない。
４　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護給付費の請求に関する次に掲げる記録を、当該介護給付費の受領の日から５年間保存しなければならない。
（１）次条において準用する第１０３条第１項に規定する勤務の体制に関する記録
（２）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める記録

(指定介護予防サービス等に係る記録の整備で市長が必要と認める記録)
９　相模原市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成２４年相模原市条例第８６号) 第３８条第４項第２号、第５６条第４項第２号、第７４条第４項第２号、第８４条第４項第２号、第９３条第４項第２号、第１０７条第４項第２号、第１２３条第４項第２号、第１４２条第４項第２号、第１８１条第４項第２号、第２１７条第４項第２号、第２３４条第４項第２号、第２４８条第４項第２号及び第２６２条第４項第２号に規定する市長が必要と認める記録は、次に掲げる事項とする。
（１）介護給付費の請求、受領等に係る書類
（２）利用者から支払を受ける利用料の請求、受領等に係る書類
（３）従業者の勤務の実績に関する記録
（４）その他市長が特に必要と認める記録

(準用)
第１２４条　第6条第2項、第8条から第１３条まで、第１５条から第１７条まで、第１９条、第２１条、第２３条、第２４条、第３０条、第３１条、第３３条から第３７条まで、第３９条、第６９条、第１０１条及び第１０３条から第１０５条までの規定は、指定介護予防通所

（５）準用(条例第１２４条)
条例第１２４条は、指定居宅サービス等基準条例第１４６条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の七の３の(６)を参照されたい。

リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第８条及び第３０条中「第２６条」とあるのは「第１２１条」と、第１３条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第１０３条第３項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防通所リハビリテーションの基本取扱方針)

第１２５条　指定介護予防通所リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

２　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定介護予防通所リハビリテーションの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

３　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

４　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

５　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第１２６条　指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、第１１７条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

（１）指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議を通じる

４　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（１）指定介護予防通所リハビリテーションの基本取扱方針(条例第１２５条)

条例第１２５条にいう指定介護予防通所リハビリテーションの基本取扱方針について、特に留意すべきところは、次のとおりである。

①　指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防とは、単に高齢者の運動機能や栄養改善といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの心身機能の改善や環境調整等を通じて、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。

②　介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めること。

③　サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。

④　提供された介護予防サービスについては、介護予防通所リハビリテーション計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図らなければならないものであること。

（２）　指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針(条例第１２６条)

①　条例第１２６条第１号及び第２号は、医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画を作成しなければならないこととしたものである。介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、主治医又は主治の歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の状況を把握・分析し、指定介護予防通所

【基準条例・施行規則】	【基準解釈】
等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。	リハビリテーションの提供によって解決すべき問題状況を明らかにし(アセスメント)、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。なお、介護予防通所リハビリテーション計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えない。
（2）医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる介護予防通所リハビリテーション従業者(以下この節において「医師等の従業者」という。)は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所リハビリテーション計画を作成しなければならない。	② リハビリテーション会議の構成員は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準条例第３条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者、看護師、准看護師、介護職員、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス担当者及び保健師等とすること。 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の状況等に関する情報を当該構成員と共有するよう努めること。 なお、リハビリテーション会議は、利用者及びその家族の参加を基本とするものであるが、家庭内暴力等によりその参加が望ましくない場合や、家族が遠方に住んでいる等によりやむを得ず参加できない場合は、必ずしもその参加を求めるものではないこと。 また、リハビリテーション会議の開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由等により、構成員がリハビリテーション会議を欠席した場合は、速やかに当該会議の内容について欠席者との情報共有を図ること。
（3）医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。	③ 同条第３号は、介護予防通所リハビリテーション計画は、介護予防サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。 なお、介護予防通所リハビリテーション計画の作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防通所リハビリテーション計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。
（4）医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。	④ 同条第４号から第８号までは、サービス提供に当たっての利用者又はその家族に対する説明について定めたものである。即ち、介護予防通所リハビリテーション計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務づけることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものである。医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。 また、介護予防通所リハビリテーション計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付
（5）医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該介護予防通所リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。	
（6）指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議(医師が参加した場合に限る。)の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標と当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内	

【基準条例・施行規則】	【基準解釈】
容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第８７条第２号から第５号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第２号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	しなければならず、当該介護予防通所リハビリテーション計画は、条例第１２３条第２項及び第３項の規定に基づき、保存しなければならないこととしている。
（７）指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。	⑤　指定介護予防通所リハビリテーション事業者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、介護予防訪問リハビリテーションの条例第８７条第２項から第５項の基準を満たすことによって、介護予防通所リハビリテーションの条例第１２６条第２項から第５項の基準を満たしているとみなすことができることとしたものである。 　当該計画の作成に当たっては、各々の事業の目標を踏まえたうえで、共通目標を設定すること。また、その達成に向けて各々の事業の役割を明確にした上で、利用者に対して一連のサービスとして提供できるよう、個々のリハビリテーションの実施主体、目標及び具体的な提供内容等を１つの目標として分かりやすく記載するよう留意すること。
（８）指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。	⑥　介護予防通所リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションにおいて整合性のとれた計画に従いリハビリテーションを実施した場合には、条例第１２６条第１０項に規定する診療記録を一括して管理しても差し支えないものであること。
（９）指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。	⑦　同条第９号は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応した適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を習得する等、研鑽を行うべきものであることとしたものである。
（１０）医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも１月に１回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。	⑧　同条第１０号から第１２号までは、事業者に対して介護予防サービスの提供状況等について指定介護予防支援事業者に対する報告の義務づけを行うとともに、介護予防通所リハビリテーション計画に定める計画期間終了後の当該計画の実施状況の把握(モニタリング)を義務づけるものである。指定介護予防支援事業者に対する実施状況等の報告については、サービスが介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また、当該計画策定時から利用者の状態等が大きく異なることとなっていないか等を確認するために行うものであり、毎月行うこととしている。 　また、併せて、事業者は介護予防通所リハビリテーション計画に定める計画期間が終了するまでに１回はモニタリングを行い、利用者の介護予防通所リハビリテーション計画に定める目標の達成状況の把握等を行うこととしており、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する指定介護予防支援事業者
（１１）医師等の従業者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。	
（１２）医師等の従業者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所リハビ	

【基準条例・施行規則】	【基準解釈】
リテーション計画の変更を行うものとする。 （１３）第１号から第１１号までの規定は、前号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。	等とも相談の上、必要に応じて当該介護予防通所リハビリテーション計画の変更を行うこととしたものである。 ⑨　介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している指定介護予防通所リハビリテーション事業者については、第３の一の４の(２)の⑥を準用する。この場合において、「介護予防訪問介護計画」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション計画」と読み替える。
(指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっての留意点) 第１２７条　指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。 （１）指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防通所リハビリテーションの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。 （２）指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとすること。 （３）指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。	
(安全管理体制等の確保) 第１２８条　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。 ２　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。 ３　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。 ４　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供を行っているときにおい	

ても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第９章　介護予防短期入所生活介護

第１節　基本方針

第１２９条　指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護(以下「指定介護予防短期入所生活介護」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

(従業者の員数)

第１３０条　指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下この節から第５節までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次に掲げるとおりとする。ただし、利用定員(当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第１４８条第１項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準条例第１４７条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第１４０条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節から第４節までにおいて同じ。)が４０人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第４号の栄養士を置かないことができる。

（１）医師　１人以上

八　介護予防短期入所生活介護

１　人員に関する基準

（１）従業者の員数(条例第１３０条)

条例第１３０条は、指定居宅サービス等基準条例第１４８条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の八の１の(１)から(４)までを参照されたい。

（2）生活相談員　常勤換算方法で、利用者の数が１００又はその端数を増すごとに１人以上
（3）介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)　常勤換算方法で、利用者の数が３又はその端数を増すごとに１人以上
（4）栄養士　１人以上
（5）機能訓練指導員　１人以上
（6）調理員その他の従業者　当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数

2　特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和３８年法律第１３３号)第２０条の５に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定介護予防短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき前項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における同法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

3　第１項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4　特別養護老人ホーム、養護老人ホーム(老人福祉法第２０条の４に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。)、病院、診療所、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設(以下「特別養護老人ホーム等」という。)に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの(以下「併設事業所」という。)については、老人福祉法、医療法(昭和２３年法律第２０５号)又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第１項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

5　第１項第２号の生活相談員並びに同項第３号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち１人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が２０人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない。

6　第１項第５号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

7　指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第１４８条第１項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)

の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準条例第１４７条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第１４８条第１項から第６項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第１３１条　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

２　指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。

（2）管理者(条例第１３１条)

条例第１３１条は、指定居宅サービス等基準条例第１４９条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の八の１の(５)を参照されたい。

第３節　設備に関する基準

(利用定員等)

第１３２条　指定介護予防短期入所生活介護事業所は、その利用定員を２０人以上とし、指定介護予防短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、第１３０条第２項の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっては、この限りでない。

２　併設事業所の場合又は指定介護予防短期入所生活介護事業所(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所(第１５４条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。以下この項において同じ。)を除く。)とユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であって、それらの利用定員の総数が２０人以上である場合にあっては、前項本文の規定にかかわらず、その利用定員を２０人未満とすることができる。

３　指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第１５０条第１項及び第２項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもって、前２項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

２　設備に関する基準

条例第１３２条及び第１３３条は、指定居宅サービス等基準条例第１５０条及び第１５１条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の八の２を参照されたい。

(設備及び備品等)

第１３３条　指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和２５年法律第２０１号)第２条第９号の２に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす２階建て又は平屋建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物(同条第９号の３に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることができる。

（１）居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所(以下「居室等」という。)を２階及び地階のいずれにも設けていないこと。

（２）居室等を２階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア　消防長又は当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防署長と相談の上、第１４３条において準用する第１０５条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ　第１４３条において準用する第１０５条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ　火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

２　前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

（１）スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

（２）非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

（３）避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

３　指定介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及

び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除き、これらの設備を設けないことができる。

（１）居室
（２）食堂
（３）機能訓練室
（４）浴室
（５）便所
（６）洗面設備
（７）医務室
（８）静養室
（９）面談室
（１０）介護職員室
（１１）看護職員室
（１２）調理室
（１３）洗濯室又は洗濯場
（１４）汚物処理室
（１５）介護材料室

４　併設事業所の場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この章において「併設本体施設」という。)の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備(居室を除く。)を指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

５　第１３０条第２項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっては、第３項及び第７項第１号の規定にかかわらず、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。

６　第３項各号に掲げる設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

（１）居室

ア　１の居室の定員は、４人以下とすること。

イ　利用者１人当たりの床面積は、１０．６５平方メートル以上とすること。

ウ　日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

（2）食堂及び機能訓練室

ア　食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、３平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ　アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

（3）浴室

要支援者が入浴するのに適したものとすること。

（4）便所

要支援者が使用するのに適したものとすること。

（5）洗面設備

要支援者が使用するのに適したものとすること。

7　前各項に規定するもののほか、指定介護予防短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

（1）廊下の幅は、１．８メートル以上とすること。

（2）廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

（3）階段の傾斜を緩やかにすること。

（4）消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

（5）居室等が２階以上の階にある場合は、１以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

8　指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第１５１条第１項から第７項までに規定する設備に関する基準を満たしていることをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第１３４条　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第１３９条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項規則で定めるものを記した文書を交付し

３　運営に関する基準

（1）内容及び手続の説明及び同意(条例第１３４条)

条例第１３４条は、指定居宅サービス等基準条例第１５２条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の八の３の(１)を参照されたい。

て説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。

【規則事項】

(指定介護予防短期入所生活介護等に係る利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項)

第５条　条例第１３４条第１項(条例第１６０条、第１７２条、第１８２条(第１９７条において準用する場合を含む。)及び附則第１６項において準用する場合を含む。)の規則で定める利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項は、次のとおりとする。

（１）事業の運営についての重要事項に関する規程の概要

（２）従業者の勤務の体制

（３）事業者及び事業所の概要

（４）前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

２　第８条第２項から第６項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(指定介護予防短期入所生活介護の開始及び終了)

第１３５条　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定介護予防短期入所生活介護を提供するものとする。

２　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援事業者、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

（２）指定介護予防短期入所生活介護の開始及び終了(条例第１３５条)

条例第１３５条は、指定居宅サービス等基準条例第１５３条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の八の３の(２)を参照されたい。

(利用料等の受領)

第１３６条　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予

（３）利用料等の受領(条例第１３６条)

条例第１３６条は、指定居宅サービス等基準条例第１５４条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の八の３の(３)を参照されたい。

防短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

（1）食事の提供に要する費用(法第６１条の３第１項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第２項第１号に規定する食費の基準費用額(同条第４項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第２項第１号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

（2）滞在に要する費用(法第６１条の３第１項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第２項第２号に規定する滞在費の基準費用額(同条第４項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第２項第２号に規定する滞在費の負担限度額)を限度とする。)

（3）厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

（4）厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

（5）送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)

（6）理美容代

（7）前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4　前項第１号から第４号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第３項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第１号から第４号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第１３７条　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

２　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(緊急時等の対応)

第１３８条　介護予防短期入所生活介護従業者は、現に指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定介護予防短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（４）緊急時等の対応(条例第１３８条)

条例第１３８条は、指定居宅サービス等基準条例第１６３条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の八の３の(１２)を参照されたい。

(運営規程)

第１３９条　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

（１）事業の目的及び運営の方針
（２）従業者の職種、員数及び職務の内容
（３）利用定員(第１３０条第２項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。)
（４）指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
（５）通常の送迎の実施地域
（６）サービス利用に当たっての留意事項
（７）緊急時等における対応方法
（８）非常災害対策
（９）前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

【規則事項】

(指定介護予防短期入所生活介護等に係る運営規程に定める事項)

第６条　条例第１３９条第９号(条例第１７２条において準用する場合を含む。)、第１５７条第１０号、第１７９条第７号、第１９４条第７号、第２１３条第９号、第２３２条第１０号、附則第１３項第１１号及び附則第２７項第８号の規則で定める事項は、次の

（５）運営規程(条例第１３９条)

条例第１３９条は、指定居宅サービス等基準条例第１６４条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の八の３の(１３)を参照されたい。

とおりとする。
（１）身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う際の手続
（２）事故発生時の対応
（３）業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
（４）苦情及び相談に対する体制
（５）従業者の研修の実施に関する事項
（６）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(定員の遵守)
第１４０条　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
（１）第１３０条第２項の適用を受ける特別養護老人ホームである指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
（２）前号に該当しない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
２　利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準条例第３条に規定する担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあっては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

（６）定員の遵守(条例第１４０条)
条例第１４０条は、指定居宅サービス等基準条例第１６５条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の八の３の(１４)を参照されたい。

(地域等との連携)
第１４１条　指定介護予防短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（７）地域等との連携(条例第１４１条)
条例第１４１条は、指定居宅サービス等基準条例第１６６条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の八の３の(１４)を参照されたい。

(記録の整備)
第１４２条　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
（1）介護予防短期入所生活介護計画
（2）次条において準用する第１９条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
（3）第１３７条第２項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
（4）次条において準用する第２３条に規定する市町村への通知に係る記録
（5）次条において準用する第３４条第２項に規定する苦情の内容等の記録
（6）次条において準用する第３６条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
3　前項の規定にかかわらず、指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項第１号及び第２号に規定する記録について、前項に規定する保存期間が介護給付費の受領の日から５年に満たない場合は、当該介護給付費の受領の日から５年間これを保存しなければならない。
4　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護給付費の請求に関する次に掲げる記録を、当該介護給付費の受領の日から５年間保存しなければならない。
（1）次条において準用する第１０３条第１項に規定する勤務の体制に関する記録
（2）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める記録

(指定介護予防サービス等に係る記録の整備で市長が必要と認める記録)
9　相模原市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成２４年相模原市条例第８６号)第３８条第４項第２号、第５６条第４項第２号、第７４条第４項第２号、第８４条第４項第２号、第９３条第４項第２号、第１０７条第４項第２号、第１２３条第４項第２号、第１４２条第４項第２号、第１８１条第４項第２号、第２１７条第４項第２号、第２３４条第４項第２号、第２４８条第４項第２号及び第２６２条第４項第２号に規定する市長が必要と認める記録は、次に掲げる事項とする。
（1）介護給付費の請求、受領等に係る書類
（2）利用者から支払を受ける利用料の請求、受領等に係る書類
（3）従業者の勤務の実績に関する記録
（4）その他市長が特に必要と認める記録

(準用)

第１４３条　第9条から第１３条まで、第１５条、第１６条、第１９条、第２１条、第２３条、第３０条から第３７条まで、第３９条、第５４条、第１０３条、第１０５条及び第１０６条の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第３０条中「第２６条」とあるのは「第１３９条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第１０３条第３項及び第１０５条中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

（８）準用(条例第１４３条)

条例第１４３条は、指定居宅サービス等基準条例第１６８条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の八の３の(１６)を参照されたい。

第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針)

第１４４条　指定介護予防短期入所生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

２　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

３　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

４　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

５　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

４　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（１）指定介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針(条例第１４４条)

条例第１４４条にいう指定介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針について、特に留意すべきところは、次のとおりである。

①　指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。

②　介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めること。

③　サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。

(指定介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針)

第１４５条　指定介護予防短期入所生活介護の方針は、第１２９条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

（１）指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

（２）指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所

（２）指定介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針(条例第１４５条)

①　条例第１４５条第２号に定める「相当期間以上」とは、概ね４日以上連続して利用する場合を指すこととするが、４日未満の利用者にあっても、担当する介護予防支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、他の介護予防短期入所生活介護計画を作成した利用者に準じて、必要な介護及び機能訓練等の支援を行うものとする。

なお、介護予防短期入所生活介護計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関

することが予定される利用者については、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成するものとする。	し経験を有する者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましいものである。
（３）介護予防短期入所生活介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。	②　同条第３号は、介護予防短期入所生活介護計画が作成される場合には、介護予防サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。 なお、介護予防短期入所生活介護計画の作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防短期入所生活介護計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。
（４）指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 （５）指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画を作成した際には、当該介護予防短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。 （６）指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、介護予防短期入所生活介護計画が作成されている場合には、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。 （７）指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。	③　同条第４号から第７号までは、サービス提供に当たっての利用者又はその家族に対する説明について定めたものである。即ち、介護予防短期入所生活介護計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務づけることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものである。管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。 また、介護予防短期入所生活介護計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しなければならず、当該介護予防短期入所生活介護計画は、条例第１４２条第２項及び第３項の規定に基づき、保存しなければならないこととしている。 ④　介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している指定介護予防短期入所生活介護事業者については、第３の一の４の(２)の⑥を準用する。この場合において、「介護予防訪問介護計画」とあるのは「介護予防短期入所生活介護計画」と読み替える。
(介護) 第１４６条　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。	（３）介護(条例第１４６条) ①　条例第１４６条で定める介護サービスの提供に当たっては、在宅生活へ復帰することを念頭において行うことが基本であり、そのためには、利用者の家庭環境等を十分踏まえて、自立している機能の低下が起きないようにするとともに残存機能の維持、向上が図られるよう、適切な技術をもって介護サービスを提供し、又は必要な支援を行うものとすること。なお、介護サービス等の実施に当たっては、利用者の人格に十分に配慮して実施するものとする。
２　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、１週間に２回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭しなければならない。	②　同条第２項で定める入浴の実施に当たっては利用者の心身の状況や自立支援を踏まえ、適切な方法により実施するものとする。なお、入浴の実施に当たっては、事前に健康管理

	を行い、入浴することが困難な場合は、清拭を実施するなど利用者の清潔保持に努めるものとする。
3　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。	③　同条第３項で定める排せつの介護に当たっては、利用者の心身の状況や排せつ状況などを基に自立支援を踏まえて、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施するものとする。
4　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。	④　同条第４項で定める「おむつを使用せざるを得ない」場合には、利用者の心身及び活動状況に適したおむつを提供するとともに、おむつ交換に当たっては、頻繁に行えばよいということではなく、利用者の排せつ状況を踏まえて実施するものとする。
5　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。	⑤　同条第５項は、短期間の入所ではあるが、生活にメリハリをつけ、生活面での積極性を向上させる観点から、１日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容など利用者の心身の状況に応じた日常生活上の世話を適切に行うべきことを定めたものである。
6　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時１人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。 7　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。	⑥　同条第６項で定める「常時１人以上の介護職員を介護に従事させ」るとは、夜間を含めて適切な介護を提供できるように介護職員の勤務体制を定めておくものである。なお、介護サービスの提供に当たっては、提供内容に応じて、職員体制を適切に行うものとする。
(食事) 第１４７条　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。 2　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。	（４）食事(条例第１４７条) ①　食事の提供について 利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行うように努めるとともに、摂食・嚥下機能その他の利用者の身体の状況や、食形態、嗜好等にも配慮した適切な栄養量及び内容とすること。 また、利用者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならないこと。 ②　調理について 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。 ③　適時の食事の提供について 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後６時以降とすることが望ましいが、早くても午後５時以降とすること。 ④　食事の提供に関する業務の委託について 食事の提供に関する業務は指定介護予防短期入所生活介護事業者自らが行うことが望

	ましいが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について事業者自らが行う等、当該事業所の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該事業者の最終的責任の下で第三者に委託することができること。 ⑤　居室関係部門と食事関係部門との連携について 食事提供については、利用者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該利用者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられていることが必要であること。 ⑥　栄養食事相談 利用者に対しては適切な栄養食事相談を行う必要があること。 ⑦　栄養食事相談 食事内容については、当該事業所の医師又は栄養士を含む会議において検討が加えられなければならないこと。
(機能訓練) 第１４８条　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。	（５）機能訓練(条例第１４８条) 条例第１４８条に定める機能訓練の提供に当たっては、利用者の家庭環境等を十分に踏まえて、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて提供しなければならない。なお、日常生活及びレクリエーション、行事の実施等に当たっても、その効果を配慮するものとする。
(健康管理) 第１４９条　指定介護予防短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。	（６）健康管理(条例第１４９条) 条例第１４９条第１項は、健康管理が、医師及び看護職員の業務であることを明確にしたものである。
(相談及び援助) 第１５０条　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の支援を行わなければならない。	（７）相談及び援助(条例第１５０条) 条例第１５０条に定める相談及び援助については、常時必要な相談及び援助を行い得る体制をとることにより、積極的に利用者の在宅生活の向上を図ることを趣旨とするものである。
(その他のサービスの提供) 第１５１条　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。	

２　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

第６節　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

5　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業

第１款　この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第１５２条　第１節、第３節から前節までの規定にかかわらず、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業(指定介護予防短期入所生活介護の事業であって、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。)により一体的に構成される場所(以下この章において「ユニット」という。)ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。)の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この節に定めるところによる。

（1）第６節の趣旨(条例第１５２条)

条例第１５２条は、指定居宅サービス等基準条例第１６９条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の八の４の(１)を参照されたい。

(基本方針)

第１５３条　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業は、利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

（2）基本方針(条例第１５３条)

条例第１５３条は、指定居宅サービス等基準条例第１７０条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の八の４の(２)を参照されたい。

第２款　設備に関する基準

(設備及び備品等)

第１５４条　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす２階建て又は平屋建てのユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

（1）居室等を２階及び地階のいずれにも設けていないこと。

（3）設備に関する基準(条例第１５４条)

条例第１５４条は、指定居宅サービス等基準条例第１７１条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の八の４の(３)を参照されたい。

（2）居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア　消防長又は当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防署長と相談の上、第１６０条において準用する第１４３条において準用する第１０５条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ　第１６０条において準用する第１４３条において準用する第１０５条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ　火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2　前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

（1）スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

（2）非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

（3）避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、ユニットを除き、これらの設備を設けないことができる。

（1）ユニット

（2）浴室

（3）医務室

（4）調理室

（５）洗濯室又は洗濯場
（６）汚物処理室
（７）介護材料室
４　特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの(以下「併設ユニット型事業所」という。)にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この節において「ユニット型事業所併設本体施設」という。)の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障がないときは、当該ユニット型事業所併設本体施設の前項各号に掲げる設備(ユニットを除く。)をユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。
５　第１３０条第２項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム(相模原市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成２４年相模原市条例第　号)第３３条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の場合にあっては、第３項及び第７項第１号の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。
６　第３項各号に掲げる設備の基準は、次に掲げるとおりとする。
（１）ユニット
　ア　居室
　（ア）１の居室の定員は、１人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、２人とすることができる。
　（イ）居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、１のユニットの利用定員(当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第１７１条第１項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業(指定居宅サービス等基準条例第１６９条に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、ユニット型指定介護予防

短期入所生活介護又はユニット型指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び第１５９条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節において同じ。)は、おおむね１０人以下としなければならない。

（ウ）利用者１人当たりの床面積は、１０．６５平方メートル以上とすること。また、ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。

（エ）日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

イ　共同生活室

（ア）共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

（イ）１の共同生活室の床面積は、２平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

（ウ）必要な設備及び備品を備えること。

ウ　洗面設備

（ア）居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

（イ）要支援者が使用するのに適したものとすること。

エ　便所

（ア）居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

（イ）要支援者が使用するのに適したものとすること。

（２）浴室

要支援者が入浴するのに適したものとすること。

７　前各項に規定するもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

（１）廊下の幅は、１．８メートル以上とすること。ただし、片廊下にあっては、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、１．５メートル以上として差し支えない。

（２）廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

（３）階段の傾斜を緩やかにすること。

（４）消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

（５）ユニット又は浴室が２階以上の階にある場合は、１以上の傾斜路を設けること。ただし、

エレベーターを設けるときは、この限りでない。

8　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第１７１条第１項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業(指定居宅サービス等基準条例第１６９条に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第１７１条第１項から第７項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第１５５条　第１３２条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所について準用する。

第3款　運営に関する基準

(利用料等の受領)

第１５６条　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

（1）食事の提供に要する費用(法第６１条の３第１項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第２項第１号に規定する食費の基準費用額(同条第４項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第２項第１号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

（4）利用料等の受領(条例第１５６条)

条例第１５６条は、指定居宅サービス等基準条例第１７３条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の八の４の(４)を参照されたい。

（２）滞在に要する費用(法第６１条の３第１項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第２項第２号に規定する滞在費の基準費用額(同条第４項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第２項第２号に規定する滞在費の負担限度額)を限度とする。) （３）厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 （４）厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 （５）送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定める場合を除く。) （６）理美容代 （７）前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの ４　前項第１号から第４号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 ５　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第３項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第１号から第４号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。	
(運営規程) 第１５７条　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 （１）事業の目的及び運営の方針 （２）従業者の職種、員数及び職務の内容 （３）利用定員(第１３０条第２項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。) （４）ユニットの数及びユニットごとの利用定員(第１３０条第２項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。) （５）指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 （６）通常の送迎の実施地域	（５）運営規程(条例第１５７条) 条例第１５７条は、指定居宅サービス等基準条例第１７８条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の八の４の(９)を参照されたい。

（７）サービス利用に当たっての留意事項
（８）緊急時等における対応方法
（９）非常災害対策
（１０）前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

【規則事項】
(指定介護予防短期入所生活介護等に係る運営規程に定める事項)
第６条　条例第１３９条第９号(条例第１７２条において準用する場合を含む。)、第１５７条第１０号、第１７９条第７号、第１９４条第７号、第２１３条第９号、第２３２条第１０号、附則第１３項第１１号及び附則第２７項第８号の規則で定める事項は、次のとおりとする。
（１）身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う際の手続
（２）事故発生時の対応
（３）業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
（４）苦情及び相談に対する体制
（５）従業者の研修の実施に関する事項
（６）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(勤務体制の確保等)
第１５８条　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
２　前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に掲げる職員配置を行わなければならない。
（１）昼間については、ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
（２）夜間及び深夜については、２ユニットごとに１人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
（３）ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
３　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
４　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者の

（６）勤務体制の確保等(条例第１５８条)
　条例第１５８条は、指定居宅サービス等基準条例第１７９条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の八の４の(１０)を参照されたい。

資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第１５９条　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（１）第１３０条第２項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

（２）前号に該当しないユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

(準用)

第１６０条　第１３４条、第１３５条、第１３７条、第１３８条、第１４１条から第１４３条(第１０３条の準用に係る部分は除く。)までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第１３４条第１項中「第１３９条」とあるのは「第１５７条」と、第１４２条第２項第２号及び第４号から第６号までの規定中「次条」とあるのは「第１６０条において準用する次条」と読み替えるものとする。

（７）準用(条例第１６０条)

条例第１６０条は、指定居宅サービス等基準条例第１８１条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の八の４の(１１)を参照されたい。

第４款　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっての留意事項)

第１６１条　指定介護予防短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

２　指定介護予防短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

３　指定介護予防短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

(介護)

第１６２条　介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生

（８）介護(条例第１６２条)

条例第１６２条は、指定居宅サービス等基準条例第１７５条と同趣旨のため、指定居宅

活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。 2　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。 3　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。 4　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。 5　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。 6　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。 7　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時１人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。 8　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。	サービス等基準条例解釈の第３の八の４の(６)を参照されたい。
(食事) 第１６３条　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。 2　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。 3　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。 4　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。	（９）食事(条例第１６３条) 条例第１６３条は、指定居宅サービス等基準条例第１７６条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の八の４の(７)を参照されたい。

(その他のサービスの提供) 第１６４条　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。 ２　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。	（１０）その他のサービスの提供(条例第１６４条) 条例第１６４条は、指定居宅サービス等基準条例第１７７条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の八の４の(８)を参照されたい。
(準用) 第１６５条　第１４４条、第１４５条、第１４８条から第１５０条までの規定はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第１４５条中「第１２９条」とあるのは「第１５３条」と、「前条」とあるのは「第１６５条において準用する前条」と読み替えるものとする。	（１１）支援の方法に係る規定の準用(条例第１６５条) 条例第１６５条は、指定居宅サービス等基準条例第１８１条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の八の４の(１１)を参照されたい。
第７節　基準該当介護予防サービスに関する基準 (指定介護予防通所介護事業所等との併設) 第１６６条　基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業所」という。)は、指定介護予防通所介護事業所、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所(相模原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成２４年相模原市条例第　号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という)第１３条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。)若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第４５条第１項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は社会福祉施設(以下「指定介護予防通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない。	**６　基準該当介護予防短期入所生活介護に関する基準** （１）指定介護予防通所介護事業所等との併設(条例第１６６条) 条例第１６６条は、指定居宅サービス等基準条例第１８２条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の八の５の(１)を参照されたい。
(従業者の員数) 第１６７条　基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者(以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次に掲げるとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との	（２）従業者の員数及び管理者(条例第１６７条及び第１６８条) 条例第１６７条及び第１６８条は、指定居宅サービス等基準条例第１８３条及び第１８４条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の八の５の(２)を参照されたい。

連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第３号の栄養士を置かないことができる。

（１）生活相談員　１人以上

（２）介護職員又は看護職員　常勤換算方法で、利用者(当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準条例第１８２条に規定する基準該当短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所における基準該当介護予防短期入所生活介護又は基準該当短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第１６９条において同じ。)の数が３又はその端数を増すごとに１人以上

（３）栄養士　１人以上

（４）機能訓練指導員　１人以上

（５）調理員その他の従業者　当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数

２　前項第２号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。

３　第１項第４号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

４　基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する指定介護予防通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第１項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

５　基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準条例第１８２条に規定する基準該当短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第１８３条第１項から第４項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第１６８条　基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当

介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

２　基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。

(利用定員等)

第１６９条　基準該当介護予防短期入所生活介護事業所は、その利用定員(当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所において同時に基準該当介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)を２０人未満とし、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。

２　基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定居宅サービス等基準条例第１８５条第１項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第１７０条　基準該当介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、基準該当介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、指定介護予防通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定介護予防通所介護事業所等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該指定介護予防通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室を除き、これらの設備を設けないことができる。

（1）居室
（2）食堂
（3）機能訓練室
（4）浴室
（5）便所
（6）洗面所
（7）静養室
（8）面接室

（3）設備に関する基準(条例第１７０条)

条例第１７０条は、指定居宅サービス等基準条例第１８６条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第3の八の5の(3)を参照されたい。

（9）介護職員室
2　前項各号に掲げる設備の基準は、次に掲げるとおりとする。
（1）居室
ア　1の居室の定員は、4人以下とすること。
イ　利用者1人当たりの床面積は、7．43平方メートル以上とすること。
ウ　日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。
（2）食堂及び機能訓練室
ア　食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
イ　アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。
（3）浴室
身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
（4）便所
身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
（5）洗面所
身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
3　基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の廊下幅は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能なものでなければならない。
4　基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定居宅サービス等基準条例第186条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定介護予防通所介護事業所等との連携)
第171条　基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に際し、常に指定介護予防通所介護事業所等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(準用)
第172条　第9条から第13条まで、第16条、第19条、第21条、第23条、第30条

（4）運営に関する基準(条例第172条)
条例第172条は、指定居宅サービス等基準条例第188条と同趣旨のため、指定居宅

から第３３条まで、第３４条(第５項及び第６項を除く。)、第３５条から第３７条まで、第３９条、第５４条、第１０３条、第１０５条、第１０６条、第１２９条並びに第４節(第１３６条第１項及び第１４３条を除く。）及び第５節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第１９条中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第５３条第４項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第２１条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第３０条中「第２６条」とあるのは「第１７２条において準用する第１３９条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第１０３条第３項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第１３６条第２項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、第１４０条第２項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第１４２条第２項第２号及び第４号から第６号までの規定中「次条」とあるのは、「第１７２条」と、第１４５条中「第１２９条」とあるのは「第１７２条において準用する第１２９条」と、「前条」とあるのは「第１７２条において準用する前条」と、第１４９条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。	サービス等基準条例解釈の第３の八の５の(４)を参照されたい。
第１０章　介護予防短期入所療養介護	**九　介護予防短期入所療養介護**
第１節　基本方針	
第１７３条　指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所療養介護(以下「指定介護予防短期入所療養介護」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。	
第２節　人員に関する基準	１　人員及び設備に関する基準(条例第１７４条及び第１７５条)
第１７４条　指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下	条例第１７４条及び第１７５条は、指定居宅サービス等基準条例第１９０条及び第１９１条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の九の１を参照されたい。

「介護予防短期入所療養介護従業者」という。)の員数は、次に掲げるとおりとする。

（１）介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員(看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。)、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者(当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第１９０条第１項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護(指定居宅サービス等基準条例第１８９条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第１８０条において同じ。)を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

（２）健康保険法等の一部を改正する法律(平成１８年法律第８３号)附則第１３０条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第２６条の規定による改正前の法(以下「平成１８年旧介護保険法」という。)第４８条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成１８年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

（３）療養病床(医療法第７条第２項第４号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所(前号に該当するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員(同法に規定する看護補助者をいう。)、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

（４）診療所(前２号に該当するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が３又はその端数を増すごとに１以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護

師若しくは准看護師又は介護職員を１人以上配置していること。

２　指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第１９０条第１項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第３節　設備に関する基準

第１７５条　指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

（１）介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、法に規　定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設(相模原市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成２４年相模原市条例第　号)第４３条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。)に関するものを除く。)を有することとする。

（２）指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、平成１８年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(相模原市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成２４年相模原市条例第　号)第４１条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。)に関するものを除く。)を有することとする。

（３）療養病床を有する病院又は診療所(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。

（４）診療所(療養病床を有するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、次に掲げる要件に適合すること。

ア　指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者１人につき６．４平方メートル以上とすること。

イ　食堂及び浴室を有すること。

ウ　機能訓練を行うための場所を有すること。

２　前項第３号及び第４号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

3　指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第１９１条第１項及び第２項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前２項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	
第４節　運営に関する基準	**２　運営に関する基準**
(対象者) 第１７６条　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則第１３０条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成１０年政令第４１２号)第４条第２項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。)において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。	
(利用料等の受領) 第１７７条　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。	（１）利用料等の受領(条例第１７７条) 条例第１７７条は、指定居宅サービス等基準条例第１９３条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の九の２の(１)を参照されたい。
２　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。	
３　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。	
（１）食事の提供に要する費用(法第６１条の３第１項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第２項第１号に規定する食費の基準費用額(同条第４項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介	

護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第２項第１号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

（２）滞在に要する費用(法第６１条の３第１項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第２項第２号に規定する滞在費の基準費用額(同条第４項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第２項第２号に規定する滞在費の負担限度額)を限度とする。)

（３）厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用

（４）厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

（５）送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)

（６）理美容代

（７）前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

４　前項第１号から第４号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

５　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、第３項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第１号から第４号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第１７８条　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

２　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(運営規程)

第１７９条　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

（１）事業の目的及び運営の方針

（２）従業者の職種、員数及び職務の内容

（３）指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額

（４）通常の送迎の実施地域

（５）施設利用に当たっての留意事項

（６）非常災害対策

（７）前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

【規則事項】

(指定介護予防短期入所生活介護等に係る運営規程に定める事項)

第6条　条例第１３９条第９号(条例第１７２条において準用する場合を含む。)、第１５７条第１０号、第１７９条第７号、第１９４条第７号、第２１３条第９号、第２３２条第１０号、附則第１３項第１１号及び附則第２７項第８号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

（１）身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う際の手続

（２）事故発生時の対応

（３）業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項

（４）苦情及び相談に対する体制

（５）従業者の研修の実施に関する事項

（６）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（２）運営規程(条例第１７９条)

条例第１７９条は、指定居宅サービス等基準条例第２０１条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の九の２の(８)を参照されたい。

(定員の遵守)

第１８０条　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（１）介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

（２）療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、療養病床又は老人性認知症疾患療養

（３）定員の遵守(条例第１８０条)

条例第１８０条は、指定居宅サービス等基準条例第２０２条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の九の２の(９)を参照されたい。

病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数
（３）診療所(前号に掲げるものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、指定介護予防短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数

(記録の整備)
第１８１条　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
２　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。
（１）介護予防短期入所療養介護計画
（２）次条において準用する第１９条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
（３）第１７８条第２項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
（４）次条において準用する第２３条に規定する市町村への通知に係る記録
（５）次条において準用する第３４条第２項に規定する苦情の内容等の記録
（６）次条において準用する第３６条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
３　前項の規定にかかわらず、指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前項第１号及び第２号に規定する記録について、前項に規定する保存期間が介護給付費の受領の日から５年に満たない場合は、当該介護給付費の受領の日から５年間これを保存しなければならない。
４　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護給付費の請求に関する次に掲げる記録を、当該介護給付費の受領の日から５年間保存しなければならない。
（１）次条において準用する第１０３条第１項に規定する勤務の体制に関する記録
（２）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める記録

(指定介護予防サービス等に係る記録の整備で市長が必要と認める記録)
９　相模原市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条

（４）記録の整備(条例第１８１条)
　条例第１８１条は、指定居宅サービス等基準条例第２０３条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の九の２の(１０)を参照されたい。

例(平成２４年相模原市条例第８６号) 第３８条第４項第２号、第５６条第４項第２号、第７４条第４項第２号、第８４条第４項第２号、第９３条第４項第２号、第１０７条第４項第２号、第１２３条第４項第２号、第１４２条第４項第２号、第１８１条第４項第２号、第２１７条第４項第２号、第２３４条第４項第２号、第２４８条第４項第２号及び第２６２条第４項第２号に規定する市長が必要と認める記録は、次に掲げる事項とする。
（１）介護給付費の請求、受領等に係る書類
（２）利用者から支払を受ける利用料の請求、受領等に係る書類
（３）従業者の勤務の実績に関する記録
（４）その他市長が特に必要と認める記録

(準用)
第１８２条　第９条から第１３条まで、第１５条、第１６条、第１９条、第２１条、第２３条、第３０条、第３１条、第３３条から第３７条まで、第３９条、第５４条、第１０３条、第１０５条、第１２２条、第１３１条第２項、第１３４条、第１３５条第２項及び第１４１条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第３０条中「第２６条」とあるのは「第１７９条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第１０３条第３項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第１３４条中「第１３９条」とあるのは「第１７９条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

（５）準用(条例第１８２条)
条例第１８２条は、指定居宅サービス等基準条例第２０４条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の九の２の(１１)を参照されたい。

第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
(指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針)
第１８３条　指定介護予防短期入所療養介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
２　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所療養介護の質の評価を行うとともに主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
３　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなけれ

３　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
（１）指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針(条例第１８３条)
条例第１８３条にいう指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針について、特に留意すべきところは、次のとおりである。
①　介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。
②　介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めること。

ばならない。 ４　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。 ５　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。	③　サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。
(指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針) 第１８４条　指定介護予防短期入所療養介護の方針は、第１７３条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 （１）指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。	（２）指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針(条例第１８４条)
（２）指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所療養介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所療養介護計画を作成するものとする。	①　条例第１８４条第２号に定める「相当期間以上」とは、概ね４日以上連続して利用する場合を指すこととするが、４日未満の利用者にあっても、担当する指定介護予防支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、他の介護予防短期入所療養介護計画を作成した利用者に準じて、必要な介護及び機能訓練等の支援を行うものとする。 　なお、指定介護予防短期入所療養介護事業者は、施設に介護支援専門員がいる場合には、介護支援専門員に介護予防短期入所療養介護計画作成のとりまとめを行わせること。介護支援専門員がいない場合には、療養介護計画作成の経験を有する者に作成をさせることが望ましい。
（３）介護予防短期入所療養介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。	②　同条第３号は、介護予防短期入所療養介護計画が作成される場合には、介護予防サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。 　なお、介護予防短期入所療養介護計画の作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防短期入所療養介護計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。
（４）指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 （５）指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画を作成した際には、当該介護予防短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならない。	③　同条第４号から第７号は、サービス提供に当たっての利用者又はその家族に対する説明について定めたものである。即ち、介護予防短期入所療養介護計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務づけることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものである。管理者は、介護予防短期入所

（6）指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、介護予防短期入所療養介護計画が作成されている場合は、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。 （7）指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。	療養介護計画の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。 　また、介護予防短期入所療養介護計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しなければならず、当該介護予防短期入所療養介護計画は、条例第１８１条第２項及び第３項の規定に基づき、保存しなければならないこととしている。 ④　介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している指定介護予防短期入所療養介護事業者については、第３の一の４の（２）の⑥を準用する。この場合において、「介護予防訪問介護計画」とあるのは「介護予防短期入所療養介護計画」と読み替える。
(診療の方針) 第１８５条　医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。 （1）診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行うものとする。 （2）診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要支援者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。 （3）常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うものとする。 （4）検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行うものとする。 （5）特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならない。 （6）別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはならない。 （7）入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。	（3）診療の方針について(条例第１８５条) 　指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師は、常に利用者の病状や心身の状態の把握に努めること。特に、診療に当たっては、的確な診断を基とし、入所者に対して必要な検査、投薬、処置等を妥当適切に行うものとする。
(機能訓練) 第１８６条　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行わなければならない。	（4）機能訓練について(条例第１８６条) 　リハビリテーションの提供に当たっては、利用者の心身の状況及び家庭環境等を十分に踏まえて、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて提供しなければならないものとする。

(看護及び医学的管理の下における介護) 第１８７条　看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。 ２　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、１週間に２回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭しなければならない。 ３　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。 ４　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。 ５　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。 ６　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定介護予防短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。	（５）看護及び医学的管理の下における介護(条例第１８７条) ①　入浴の実施に当たっては、利用者の心身の状況や自立支援を踏まえ適切な方法により実施するものとする。なお、利用者の心身の状況から入浴が困難である場合には、清拭を実施するなど利用者の清潔保持に努めるものとする。 ②　排せつの介護に当たっては、利用者の心身の状況や排せつ状況などをもとに自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施するものとする。おむつを使用せざるを得ない場合には、利用者の心身及び活動状況に適したおむつを提供し、適切におむつを交換するものとする。
(食事の提供) 第１８８条　利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。 ２　利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。	（６）食事(条例第１８８条) ①　食事の提供について 利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行うように努めるとともに、摂食・嚥下機能その他の利用者の身体の状況や、食形態、嗜好等にも配慮した適切な栄養量及び内容とすること。 また、利用者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならないこと。
(その他のサービスの提供) 第１８９条　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。 ２　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。	②　調理について 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。 ③　適時の食事の提供について 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後６時以降とすることが望ましいが、早くても午後５時以降とすること。 ④　食事の提供に関する業務の委託について 食事の提供に関する業務は指定介護予防短期入所療養介護事業者自らが行うことが望ましいが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生

	管理について事業者自らが行う等、当該事業所の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該事業者の最終的責任の下で第三者に委託することができること。 ⑤　療養室等関係部門と食事関係部門との連携について 食事提供については、利用者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該利用者の食事に的確に反映させるために、療養室等関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられていることが必要であること。 ⑥　栄養食事相談 利用者に対しては適切な栄養食事相談を行う必要があること。 ⑦　食事内容の検討について 食事内容については、当該事業所の医師又は栄養士を含む会議において検討が加えられなければならないこと。
第６節　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	**４　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業**
第１款　この節の趣旨及び基本方針	
(この節の趣旨) 第１９０条　第１節、第３節から前節までの規定にかかわらず、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業(指定介護予防短期入所療養介護の事業であって、その全部において少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室(当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。)により一体的に構成される場所(以下この章において「ユニット」という。ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。)の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この節に定めるところによる。	（１）第６節の趣旨(条例第１９０条) 条例第１９０条は、指定居宅サービス等基準条例第２０５条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の九の３の(１)を参照されたい。
(基本方針) 第１９１条　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業は、利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、	（２）基本方針(条例第１９１条) 条例第１９１条は、指定居宅サービス等基準条例第２０６条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の九の３の(２)を参照されたい。

もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2款　設備に関する基準

第１９２条　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)の設備に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

（1）介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)を有することとする。

（2）指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、平成１８年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。)を有することとする。

（3）療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、平成１８年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(療養病床を有する病院に限る。)に関するものに限る。)を有することとする。

（4）療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、平成１８年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所に限る。)に関するものに限る。)を有することとする。

２　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第２０７条第１項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業(指定居宅サービス等基準条例第２０５条に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第２０７条第１項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（3）設備に関する基準(条例第１９２条)

条例第１９２条は、指定居宅サービス等基準条例第２０７条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第3の九の3の(3)を参照されたい。

第3款　運営に関する基準

(利用料等の受領)

第１９３条　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

（１）食事の提供に要する費用(法第６１条の３第１項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第２項第１号に規定する食費の基準費用額(同条第４項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第２項第１号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

（２）滞在に要する費用(法第６１条の３第１項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第２項第２号に規定する滞在費の基準費用額(同条第４項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第２項第２号に規定する滞在費の負担限度額)を限度とする。)

（３）厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用

（４）厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

（５）送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)

（６）理美容代

（７）前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

（４）利用料等の受領(条例第１９３条)

条例第１９３条は、指定居宅サービス等基準条例第２０８条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の九の３の(４)を参照されたい。

４　前項第１号から第４号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

５　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、第３項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第１号から第４号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(運営規程)

第１９４条　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

（１）事業の目的及び運営の方針
（２）従業者の職種、員数及び職務の内容
（３）指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
（４）通常の送迎の実施地域
（５）施設利用に当たっての留意事項
（６）非常災害対策
（７）前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

【規則事項】

(指定介護予防短期入所生活介護等に係る運営規程に定める事項)

第6条　条例第１３９条第９号(条例第１７２条において準用する場合を含む。)、第１５７条第１０号、第１７９条第７号、第１９４条第７号、第２１３条第９号、第２３２条第１０号、附則第１３項第１１号及び附則第２７項第８号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

（１）身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う際の手続
（２）事故発生時の対応
（３）業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
（４）苦情及び相談に対する体制
（５）従業者の研修の実施に関する事項
（６）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（５）運営規程(条例第１９４条)

条例第１９４条は、指定居宅サービス等基準条例第２１３条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の九の３の(９)を参照されたい。

(勤務体制の確保等)

第１９５条　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切なユニッ

（６）勤務体制の確保等(条例第１９５条)

条例第１９５条は、指定居宅サービス等基準条例第２１４条と同趣旨のため、指定居宅

ト型指定介護予防短期入所療養介護を提供できるよう、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 ２　前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に掲げる職員配置を行わなければならない。 （１）昼間については、ユニットごとに常時１人以上の看護職員又は介護職員を配置すること。 （２）夜間及び深夜については、２ユニットごとに１人以上の看護職員又は介護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 （３）ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 ３　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ４　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 (定員の遵守) 第１９６条　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者(当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。)数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 （１）ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数 （２）ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数	サービス等基準条例解釈の第３の九の３の(１０)を参照されたい。

(準用)

第１９７条　第１７６条、第１７８条、第１８１条及び第１８２条(第１０３条の準用に係る部分を除く。)の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第１８１条第２項第２号及び第４号から第６号までの規定中「次条」とあるのは「第１９７条において準用する次条」と、第１８２条中「第１７９条」とあるのは「第１９４条」と読み替えるものとする。

（7）準用(条例第１９７条)

条例第１９７条は、指定居宅サービス等基準条例第２１６条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の九の３の(１１)を参照されたい。

第４款　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっての留意事項)

第１９８条　指定介護予防短期入所療養介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

２　指定介護予防短期入所療養介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

３　指定介護予防短期入所療養介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

（8）ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっての留意事項(条例第１９８条)

条例第１９８条は、指定居宅サービス等基準条例第２０９条第１項から第３項までと同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の九の３の(５)を参照されたい。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第１９９条　看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。

２　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

３　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

４　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

５　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者

（9）看護及び医学的管理の下における介護(条例第１９９条)

条例第１９９条は、指定居宅サービス等基準条例第２１０条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の九の３の(６)を参照されたい。

については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

7　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第２００条　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

（１０）食事(条例第２００条)

条例第２００条は、指定居宅サービス等基準条例第２１１条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の九の３の(７)を参照されたい。

(その他のサービスの提供)

第２０１条　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

（１１）その他のサービスの提供(条例第２０１条)

条例第２０１条は、指定居宅サービス等基準条例第２１２条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の九の３の(８)を参照されたい。

(準用)

第２０２条　第１８３条から第１８６条までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第１８４条中「第１７３条」とあるのは「第１９１条」と、「前条」とあるのは「第２０２条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第１１章　介護予防特定施設入居者生活介護 第1節　基本方針 第２０３条　指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護(以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護」という。)の事業は、介護予防特定施設サービス計画(法第８条の２第９項に規定する計画をいう。以下同じ。)に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この章において「利用者」という。)が指定介護予防特定施設(特定施設であって、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。)において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。 ２　指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者(以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という。)は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。 第2節　人員に関する基準 (従業者の員数) 第２０４条　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設ごとに置くべき指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防特定施設従業者」という。)の員数は、次に掲げるとおりとする。 （１）生活相談員　常勤換算方法で、利用者の数が１００又はその端数を増すごとに１以上 （２）看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)又は介護職　　員 ア　看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数が１０又はその端数を増すごとに１以上であること。 イ　看護職員の数は、次に掲げるとおりとすること。 （ア）利用者の数が３０を超えない指定介護予防特定施設にあっては、常勤換算方法で、１以上 （イ）利用者の数が３０を超える指定介護予防特定施設にあっては、常勤換算方法で、１に利用者の数が３０を超えて５０又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上 ウ　常に１以上の指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。ただし、宿直時間帯にあっては、この限りでない。	**十　介護予防特定施設入居者生活介護** （１）従業者の員数(条例第２０４条) 条例第２０４条は、指定居宅サービス等基準条例第２１８条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の十の１の(１)から(３)までを参照されたい。

（３）機能訓練指導員　１以上
（４）計画作成担当者　１以上(利用者の数が１００又はその端数を増すごとに１を標準とする。)
２　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第２１７条第２項に規定する指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービス等基準条例第２１７条第１項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、前項の規定にかかわらず、介護予防特定施設従業者の員数は、それぞれ次に掲げるとおりとする。
（１）生活相談員　常勤換算方法で、利用者及び指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この条において「居宅サービスの利用者」という。)の合計数(以下この条において「総利用者数」という。)が１００又はその端数を増すごとに１以上
（２）看護職員又は介護職員
ア　看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、居宅サービスの利用者の数及び利用者の数に１０分の３を乗じて得た数の合計数が３又はその端数を増すごとに１以上であること。
イ　看護職員の数は次に掲げるとおりとすること。
（ア）総利用者数が３０を超えない指定介護予防特定施設にあっては、常勤換算方法で、１以上
（イ）総利用者数が３０を超える指定介護予防特定施設にあっては、常勤換算方法で、１に総利用者数が３０を超えて５０又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上
ウ　常に１以上の指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されていること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りでない。
（３）機能訓練指導員　１以上
（４）計画作成担当者　１以上(総利用者数が１００又はその端数を増すごとに１を標準とする。)
３　前２項の利用者及び居宅サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
４　第１項第１号又は第２項第１号の生活相談員のうち１人以上は、常勤でなければならな

い。
5　第１項第２号の看護職員及び介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、介護職員及び看護職員のうちいずれか１人を常勤とするものとする。
6　第１項第３号又は第２項第３号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。
7　第１項第４号又は第２項第４号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、介護予防特定施設サービス計画(第２項の場合にあっては、介護予防特定施設サービス計画及び特定施設サービス計画)の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者(第２項の場合にあっては、利用者及び居宅サービスの利用者)の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。
8　第２項第２号の看護職員及び介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち１人以上、及び介護職員のうち１人以上は常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか１人が常勤であれば足りるものとする。

(管理者)
第２０５条　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
2　指定介護予防特定施設の管理者は、暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。

（2）管理者(条例第２０５条)
　条例第２０５条は、指定居宅サービス等基準条例第２１９条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の十の１の(４)を参照されたい。

第3節　設備に関する基準
第２０６条　指定介護予防特定施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。
2　前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定介護予防特定施

（3）設備に関する基準(条例第２０６条)
　条例第２０６条は、指定居宅サービス等基準条例第２２０条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の十の２を参照されたい。

設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

（1）スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

（2）非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

（3）避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3　指定介護予防特定施設は、一時介護室(一時的に利用者を移して指定介護予防特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。以下この章において同じ。)、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を有しなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあっては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあっては機能訓練室を設けないことができるものとする。

4　指定介護予防特定施設の介護居室(指定介護予防特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。以下同じ。)、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室は、次の基準を満たさなければならない。

（1）介護居室は、次の基準を満たすこと。

ア　1の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。

イ　プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。

ウ　地階に設けてはならないこと。

エ　1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。

（2）一時介護室は、介護を行うために適当な広さを有すること。

（3）浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

（4）便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

（5）食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

（6）機能訓練室は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

5　指定介護予防特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。

6　指定介護予防特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものと

する。
7　前各項に定めるもののほか、指定介護予防特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法(昭和２３年法律第１８６号)の定めるところによる。
8　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、指定居宅サービス等基準条例第２２０条第１項から第７項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び契約の締結等)

第２０７条　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第２１３条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項で規則で定めるものを記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

【規則事項】

(指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項)

第７条　条例第２０７条第１項の規則で定める入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項は、次のとおりとする。
（１）事業の運営についての重要事項に関する規程の概要
（２）従業者の勤務の体制
（３）利用料の額及びその改定の方法
（４）事業者及び事業所の概要
（５）介護居室、一時介護室、浴室、食堂及び機能訓練室の概要
（６）要支援状態区分に応じた標準的なサービス内容
（７）協力医療機関の概要
（８）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。
3　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定介護予防特定施設入居者

3　運営に関する基準

（1）内容及び手続の説明及び契約の締結等(条例第２０７条)

条例第２０７条は、指定居宅サービス等基準条例第２２１条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の十の３の(１)を参照されたい。

生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第１項の契約に係る文書に明記しなければならない。

４　第８条第２項から第６項までの規定は、第１項の規定による文書の交付について準用する。

(指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供の開始等)

第２０８条　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。

２　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定介護予防特定施設入居者生活介護に代えて当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護予防サービスを利用することを妨げてはならない。

３　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者が入院治療を要する者であること等入居申込者又は入居者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

４　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。

第２０９条　削除

(サービスの提供の記録)

第２１０条　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の開始に際しては、当該開始の年月日及び入居している指定介護予防特定施設の名称を、指定介護予防特定施設入居者生活介護の終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。

２　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第２１１条　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当す

（２）指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供の開始等(条例第２０８条)

条例第２０８条は、指定居宅サービス等基準条例第２２２条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の十の３の(２)を参照されたい。

（３）サービスの提供の記録(条例第２１０条)

条例第２１０条は、指定居宅サービス等基準条例第２２４条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の十の３の(４)を参照されたい。

（４）利用料等の受領(条例第２１１条)

条例第２１０条は、指定居宅サービス等基準条例第２２５条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の十の３の(５)を参照されたい。

る指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

（1）利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用

（2）おむつ代

（3）前2号に掲げるもののほか、指定介護予防特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第２１２条　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(運営規程)

第２１３条　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

（1）事業の目的及び運営の方針

（2）介護予防特定施設従業者の職種、員数及び職務内容

（5）運営規程(条例第２１３条)

条例第２１３条は、指定居宅サービス等基準条例第２３２条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第3の十の3の(１１)を参照されたい。

（３）入居定員及び居室数
（４）指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
（５）利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続
（６）施設の利用に当たっての留意事項
（７）緊急時等における対応方法
（８）非常災害対策
（９）前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

【規則事項】
(指定介護予防短期入所生活介護等に係る運営規程に定める事項)
第６条　条例第１３９条第９号(条例第１７２条において準用する場合を含む。)、第１５７条第１０号、第１７９条第７号、第１９４条第７号、第２１３条第９号、第２３２条第１０号、附則第１３項第１１号及び附則第２７項第８号の規則で定める事項は、次のとおりとする。
（１）身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う際の手続
（２）事故発生時の対応
（３）業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
（４）苦情及び相談に対する体制
（５）従業者の研修の実施に関する事項
（６）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(勤務体制の確保等)
第２１４条　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
２　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設の従業者によって指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。
３　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

（６）勤務体制の確保等(条例第２１４条)
条例第２１４条は、指定居宅サービス等基準条例第２３３条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の十の３の(１２)を参照されたい。

４　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	
(協力医療機関等) 第２１５条　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。 ２　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。	（７）協力医療機関等(条例第２１５条) 条例第２１５条は、指定居宅サービス等基準条例第２３４条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の十の３の(１３)を参照されたい。
(地域との連携等) 第２１６条　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。 ２　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	（８）地域との連携等(条例第２１６条) 条例第２１６条は、指定居宅サービス等基準条例第２３５条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の十の３の(１４)を参照されたい。
(記録の整備) 第２１７条　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 ２　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。 （１）介護予防特定施設サービス計画 （２）第２１０条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 （３）第２１２条第２項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 （４）第２１４条第３項に規定する結果等の記録 （５）次条において準用する第２３条に規定する市町村への通知に係る記録 （６）次条において準用する第３４条第２項に規定する苦情の内容等の記録 （７）次条において準用する第３６条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処	（９）記録の整備(条例第２１７条) 条例第２１７条は、指定居宅サービス等基準条例第２３６条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の十の３の(１５)を参照されたい。

置についての記録

3　前項の規定にかかわらず、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項第１号及び第２号に規定する記録について、前項に規定する保存期間が介護給付費の受領の日から５年に満たない場合は、当該介護給付費の受領の日から５年間これを保存しなければならない。

4　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護給付費の請求に関する次に掲げる記録を、当該介護給付費の受領の日から５年間保存しなければならない。

（1）第２１４条第１項に規定する勤務の体制に関する記録

（2）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める記録

(指定介護予防サービス等に係る記録の整備で市長が必要と認める記録)

9　相模原市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成２４年相模原市条例第８６号) 第３８条第４項第２号、第５６条第４項第２号、第７４条第４項第２号、第８４条第４項第２号、第９３条第４項第２号、第１０７条第４項第２号、第１２３条第４項第２号、第１４２条第４項第２号、第１８１条第４項第２号、第２１７条第４項第２号、第２３４条第４項第２号、第２４８条第４項第２号及び第２６２条第４項第２号に規定する市長が必要と認める記録は、次に掲げる事項とする。

（1）介護給付費の請求、受領等に係る書類

（2）利用者から支払を受ける利用料の請求、受領等に係る書類

（3）従業者の勤務の実績に関する記録

（4）その他市長が特に必要と認める記録

(準用)

第２１８条　第１１条、第１２条、第２１条、第２３条、第３０条から第３７条まで、第３９条、第５３条、第５４条、第１０５条及び第１０６条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第３０条中「第２６条」とあるのは「第２１３条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第５３条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

（１０）準用(条例第２１８条)

条例第２１８条は、指定居宅サービス等基準条例第２３７条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の十の３の(１６)を参照されたい。

【基準条例・施行規則】	【基準解釈】
第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	**４　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準**
(指定介護予防特定施設入居者生活介護の基本取扱方針)	（１）指定介護予防特定施設入居者生活介護の基本取扱方針(条例第２１９条)
第２１９条　指定介護予防特定施設入居者生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。	条例第２１９条にいう指定介護予防特定施設入居者生活介護の基本取扱方針について、特に留意すべきところは、次のとおりである。
２　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。	①　指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。
３　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。	②　介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めること。
４　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。	③　サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。
５　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。	④　提供された介護予防サービスについては、介護予防特定施設サービス計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図らなければならないものであること。
(指定介護予防特定施設入居者生活介護の具体的取扱方針)	（２）指定介護予防特定施設入居者生活介護の具体的取扱方針(条例第２２０条)
第２２０条　指定介護予防特定施設入居者生活介護の方針は、第２０３条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。	①　条例第２２０条第１号及び第２号は、計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画を作成しなければならないこととしたものである。介護予防特定施設サービス計画の作成に当たっては、主治医又は主治の歯科医師からの情報伝達等の適切な方法により、利用者の状況を把握・分析し、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし(アセスメント)、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。なお、介護予防特定施設サービス計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えない。
（１）指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を把握し、利用者が自立した生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。	
（２）計画作成担当者は、利用者の希望及び利用者について把握された解決すべき課題を踏まえて、他の介護予防特定施設従業者と協議の上、指定介護予防特定施設入居者生活介護の目標及びその達成時期、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスを提供する上での留意点、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防特定施設サービス計画の原案を作成するものとする。	
（３）計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内	②　同条第３号は、サービス提供に当たっての利用者又はその家族に対する説明について定

容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。 （4）計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画を作成した際には、当該介護予防特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。 （5）指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、介護予防特定施設サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。 （6）指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。 （7）計画作成担当者は、他の介護予防特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、介護予防特定施設サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防特定施設サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は、当該介護予防特定施設サービス計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行うものとする。 （8）計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防特定施設サービス計画の変更を行うものとする。 （9）第１号から第７号までの規定は、前号に規定する介護予防特定施設サービス計画の変更について準用する。	めたものである。即ち、介護予防特定施設サービス計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務づけることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものである。計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。 　また、介護予防特定施設サービス計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しなければならず、当該介護予防特定施設サービス計画は、条例第２１７条第２項及び第３項の規定に基づき、保存しなければならないこととしている。 ③　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所において介護予防短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合で、介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者については、第３の一の４の(２)の⑥を準用する。この場合において、「介護予防訪問介護計画」とあるのは「介護予防特定施設サービス計画」と読み替える。
(介護) 第２２１条　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。 ２　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、１週間に２回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清拭しなければならない。 ３　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。	（３）　介護(条例第２２１条) ①　条例第２２１条の規定による介護サービスの提供に当たっては当該指定介護予防特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適切な技術をもって介護サービスを提供し、又は必要な支援を行うものとする。なお、介護サービス等の実施に当たっては、利用者の人格を十分に配慮して実施するものとする。 ②　同条第２項の規定による入浴の実施に当たっては、自ら入浴が困難な利用者の心身の状況や自立支援を踏まえ適切な方法により実施するものとする。なお、健康上の理由等で入浴の困難な利用者については、清拭を実施するなど利用者の清潔保持に努めるものとする。 ③　同条第３項の規定による排せつの介助に当たっては、利用者の心身の状況や排せつ状況などを基に自立支援を踏まえて、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施するものとする。

４　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前３項に定めるほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。	④　同条第４項は、介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、入居者の心身の状況や要望に応じて、１日の生活の流れに沿って、食事、離床、着替え、整容などの日常生活上の世話を適切に行うべきことを定めたものである。
(健康管理) 第２２２条　指定介護予防特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。	
(相談及び援助) 第２２３条　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。	（４）相談及び助言(条例第２２３条) 条例第２２３条の規定による相談及び援助については、常時必要な相談及び社会生活に必要な支援を行うことのできる体制をとることにより、積極的に入居者の生活の向上を図ることを趣旨とするものである。なお、社会生活に必要な支援とは、入居者自らの趣味又は嗜好に応じた生きがい活動、各種の公共サービス及び必要とする行政機関に対する手続き等に関する情報提供又は相談である。
(利用者の家族との連携等) 第２２４条　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。	（５）利用者の家族との連携等(条例第２２４条) 条例第２２４条は、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況を家族に定期的に報告する等常に利用者と家族の連携を図るとともに、当該事業者が実施する行事への参加の呼びかけ等によって利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととするものである。 （６）受託介護予防サービス事業者について 平成２７年度より、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護については、順次、介護予防・日常生活支援総合事業に移行していくこととなるが、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護においては、引き続き、要支援者に対するサービスを提供する必要があることから、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と同様のサービスが提供できる事業者として、指定訪問介護事業者若しくは指定通所介護事業者又は第１号訪問事業若しくは第１号通所事業を行う指定事業者(法第１１５条の４５の３第１項に規定する指定事業者をいう。)を位置付けている。
(準用) 第２２５条　第１４８条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。	

第６節　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第１款　この節の趣旨及び基本方針

(趣旨)

第２２６条　第１節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防特定施設入居者生活介護であって、当該指定介護予防特定施設の従業者により行われる介護予防特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等(以下この節において「基本サービス」という。)及び当該指定介護予防特定施設の事業者が委託する指定介護予防サービス事業者(以下この節において「受託介護予防サービス事業者」という。)により、当該介護予防特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話(以下この節において「受託介護予防サービス」という。)をいう。)の事業を行うものの基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準についてはこの節に定めるところによる。

(基本方針)

第２２７条　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者による受託介護予防サービスを適切かつ円滑に提供することにより、当該指定介護予防特定施設において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

２　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者(以下「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という。)は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

第２款　人員に関する基準

(従業者の員数)

第２２８条　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設ごとに置くべき基本サービスを提供する従業者(以下「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」という。)の員数は、次に掲げるとおりとする。

（１）生活相談員　常勤換算方法で、利用者の数が１００又はその端数を増すごとに１以上

十一　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業

１　人員に関する基準

条例第２２８条は、指定居宅サービス等基準条例第２４０条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の十一の１を参照されたい。

（2）介護職員　常勤換算方法で、利用者の数が３０又はその端数を増すごとに1以上
（3）計画作成担当者　1以上(利用者の数が１００又はその端数を増すごとに1を標準とする。)
2　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第２３９条第2項に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービス等基準条例第２３８条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、前項の規定にかかわらず、外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の員数は、それぞれ次に掲げるとおりとする。
（1）生活相談員　常勤換算方法で、利用者及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この条において「居宅サービスの利用者」という。)の合計数(以下この条において「総利用者数」という。)が１００又はその端数を増すごとに1以上
（2）介護職員　常勤換算方法で、居宅サービスの利用者の数が１０又はその端数を増すごとに1以上及び利用者の数が３０又はその端数を増すごとに1以上であること。
（3）計画作成担当者　1以上(総利用者数が１００又はその端数を増すごとに1を標準とする。)
3　前2項の利用者及び居宅サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
4　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に1以上の指定介護予防特定施設の従業者(第1項に規定する外部サービス利用型介護予防特定施設従業者を含む。)を確保しなければならない。ただし、宿直時間帯にあっては、この限りではない。
5　第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤でなければならない。ただし、利用者(第2項の場合にあっては、利用者及び居宅サービスの利用者)の処遇に支障がない場合は、当該介護予防特定施設における他の職務に従事することができるものとする。
6　第1項第3号又は第2項第3号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、介護予防特定施設サービス計画(第2項の場合にあっては、介護予防特定施設サービス計画及び特定施設サービス計画)の作成を担当させるのに適当と認められるものとし、そのうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用者(第2項の場合にあ

【基準条例・施行規則】	【基準解釈】
っては、利用者及び居宅サービスの利用者)の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。	
(管理者) 第２２９条　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 ２　指定介護予防特定施設の管理者は、暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。	
第3款　設備に関する基準 第２３０条　指定介護予防特定施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。 ２　前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定介護予防特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 （1）スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 （2）非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 （3）避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。 ３　指定介護予防特定施設は、居室、浴室、便所及び食堂を有しなければならない。ただし、居室の面積が２５平方メートル以上である場合には、食堂を設けないことができるものとする。 ４　指定介護予防特定施設の居室、浴室、便所及び食堂は、次の基準を満たさなければならない。	２　設備に関する基準 条例第２３０条は、指定居宅サービス等基準条例第２４２条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の十一の２を参照されたい。

（1）居室は、次の基準を満たすこと。
ア　1の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。
イ　プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。
ウ　地階に設けてはならないこと。
エ　1以上の出入り口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。
オ　非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。
（2）浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
（3）便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。
（4）食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
5　指定介護予防特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。
6　指定介護予防特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。
7　前各項に定めるもののほか、指定介護予防特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによる。
8　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者の指定も併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業が同一の施設において一体的に運用されている場合にあっては、指定居宅サービス等基準条例第２４２条第１項から第７項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4款　運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び契約の締結等)

第２３１条　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、次条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制、当該外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者と受託介護予防サービス事業者の業務の分担の内容、受託介護予防サービス事業者及び受託介護予防サービス事業者が受託介護予防サービスの事業を行う事業所(以下「受託介護予防サービス事業所」という。)の名称並びに受託介護予防サービスの種類、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項で規則で定め

3　運営に関する基準

（1）内容及び手続の説明及び契約の締結等(条例第２３１条)

条例第２３１条は、指定居宅サービス等基準条例第２４３条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第3の十一の3の(1)を参照されたい。

るものを記した文書を交付して説明を行い、入居(養護老人ホームに入居する場合は除く。)及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

【規則事項】

(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項)

第８条　条例第２３１条第１項の規則で定める入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項は、次のとおりとする。

（１）事業の運営についての重要事項に関する規程の概要

（２）従業者の勤務の体制

（３）外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者と受託介護予防サービス事業者の業務の分担の内容

（４）受託介護予防サービス事業者及び受託介護予防サービス事業者が受託介護予防サービスの事業を行う事業所の名称並びに受託介護予防サービスの種類

（５）利用料の額及びその改定の方法

（６）事業者及び事業所の概要

（７）要支援状態区分に応じた標準的なサービス内容

（８）協力医療機関の概要

（９）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

２　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。

３　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を他の居室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が当該居室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第１項の契約に係る文書に明記しなければならない。

４　第８条第２項から第６項までの規定は、第１項の規定による文書の交付について準用する。

(運営規程)

第２３２条　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

（２）運営規程(条例第２３２条)

条例第２３２条は、指定居宅サービス等基準条例第２４５条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の十一の３の(３)を参照されたい。

（1）事業の目的及び運営の方針
（2）外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の職種、員数及び職務内容
（3）入居定員及び居室数
（4）外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
（5）受託介護予防サービス事業者及び受託介護予防サービス事業所の名称及び所在地
（6）利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続
（7）施設の利用に当たっての留意事項
（8）緊急時等における対応方法
（9）非常災害対策
（10）前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

【規則事項】
(指定介護予防短期入所生活介護等に係る運営規程に定める事項)
第6条　条例第１３９条第9号(条例第１７２条において準用する場合を含む。)、第１５７条第１０号、第１７９条第7号、第１９４条第7号、第２１３条第9号、第２３２条第１０号、附則第１３項第１１号及び附則第２７項第８号の規則で定める事項は、次のとおりとする。
（1）身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う際の手続
（2）事故発生時の対応
（3）業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
（4）苦情及び相談に対する体制
（5）従業者の研修の実施に関する事項
（6）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(受託介護予防サービス事業者への委託)
第２３３条　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が、受託介護予防サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託介護予防サービス事業所ごとに文書により締結しなければならない。
2　受託介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者(法第５４条の２第１項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。)でなければならない。
3　受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類は、指定介護予防訪

（3）受託介護予防サービス事業者への委託(条例第２３３条)
条例第２３３条は、指定居宅サービス等基準条例第２４６条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第3の十一の3の(4)を参照されたい。

問介護、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所介護、指定介護予防通所リハビリテーション、第２３８条に規定する指定介護予防福祉用具貸与及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第４条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護とする。

４　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問看護及び指定介護予防通所介護を提供する事業者と、第１項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

５　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、第３項に規定する受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスのうち、前項の規定により事業の開始に当たって契約を締結すべき受託介護予防サービス以外のものについては、利用者の状況に応じて、第１項に規定する方法により、これらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

６　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、第３項の指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託介護予防サービス事業者に委託する契約を締結する場合にあっては、指定介護予防特定施設と同一の市町村の区域内に所在する指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う受託介護予防サービス事業所において当該受託介護予防サービスが提供される契約を締結しなければならない。

７　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービス事業者に対し、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。

８　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(記録の整備)

第２３４条　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品、会計及び受託介護予防サービス事業者に関する諸記録を整備しておかなければならない。

２　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。

（１）介護予防特定施設サービス計画

（２）第２３６条第２項に規定する受託介護予防サービス事業者等から受けた報告に係る記録

（３）前条第８項に規定する結果等の記録
（４）次条において準用する第２３条に規定する市町村への通知に係る記録
（５）次条において準用する第３４条第２項に規定する苦情の内容等の記録
（６）次条において準用する第３６条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
（７）次条において準用する第２１０条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
（８）次条において準用する第２１２条第２項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
（９）次条において準用する第２１４条第３項に規定する結果等の記録
３　前項の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項第１号及び第７号に規定する記録について、前項に規定する保存期間が介護給付費の受領の日から５年に満たない場合は、当該介護給付費の受領の日から５年間これを保存しなければならない。
４　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護給付費の請求に関する次に掲げる記録を、当該介護給付費の受領の日から５年間保存しなければならない。
（１）次条において準用する第２１４条第１項に規定する勤務の体制に関する記録
（２）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める記録

(指定介護予防サービス等に係る記録の整備で市長が必要と認める記録)
９　相模原市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成２４年相模原市条例第８６号)第３８条第４項第２号、第５６条第４項第２号、第７４条第４項第２号、第８４条第４項第２号、第９３条第４項第２号、第１０７条第４項第２号、第１２３条第４項第２号、第１４２条第４項第２号、第１８１条第４項第２号、第２１７条第４項第２号、第２３４条第４項第２号、第２４８条第４項第２号及び第２６２条第４項第２号に規定する市長が必要と認める記録は、次に掲げる事項とする。
（１）介護給付費の請求、受領等に係る書類
（２）利用者から支払を受ける利用料の請求、受領等に係る書類
（３）従業者の勤務の実績に関する記録
（４）その他市長が特に必要と認める記録

(準用) 第２３５条　第１１条、第１２条、第２１条、第２３条、第３０条から第３７条まで、第３９条、第５３条、第５４条、第１０５条、第１０６条、第２０８条から第２１２条まで及び第２１４条から第２１６条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第３０条中「第２６条」とあるのは「第２３２条」と、「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第３２条中「指定介護予防訪問介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第５３条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第２１０条第２項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第２１４条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。	（４）準用(条例第２３５条) 条例第２３５条は、指定居宅サービス等基準条例第２４８条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の十一の３の(６)を参照されたい。
第５款　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (受託介護予防サービスの提供) 第２３６条　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者により、適切かつ円滑に受託介護予防サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。 ２　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービス事業者が受託介護予防サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。	４　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 （１）受託介護予防サービスの提供(条例第２３６条) 条例第２３６条は、指定居宅サービス等基準条例第２４４条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の十一の３の(２)を参照されたい。
(準用) 第２３７条　第２１９条、第２２０条、第２２３条及び第２２４条の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第２２０条中「他の介護予防特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型介護予防特定施設従業者及び受託介護予防サービス事業者」と読み替えるものとする。	（２）介護予防特定施設サービス計画の作成(条例第２３７条) 条例第２３７条で準用される第２２０条の規定は、指定居宅サービス等基準条例第２４８条で準用される第２２７条の規定と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の十一の３の(５)を参照されたい。 （３）準用(条例第２３７条) 条例第２３７条(同条で準用される第２２０条の規定を除く。)は、指定居宅サービス等基準条例第２４８条(同条で準用される第２２０条の規定を除く。)と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の十一の３の(６)を参照されたい。

第１２章　介護予防福祉用具貸与	**十二　介護予防福祉用具貸与**
第１節　基本方針	
第２３８条　指定介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与(以下「指定介護予防福祉用具貸与」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具(法第８条の２第１０項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。)の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものでなければならない。	
第２節　人員に関する基準	**１　人員に関する基準**
(福祉用具専門相談員の員数) 第２３９条　指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者(以下「指定介護予防福祉用具貸与事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防福祉用具貸与事業所」という。)ごとに置くべき福祉用具専門相談員(介護保険法施行令第４条第１項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。)の員数は、常勤換算方法で、２以上とする。 ２　指定介護予防福祉用具貸与事業者が次に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定介護予防福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （１）指定福祉用具貸与事業者(指定居宅サービス等基準条例第２５０条第１項に規定する指定福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。)　指定居宅サービス等基準条例第２５０条第１項 （２）指定特定福祉用具販売事業者(指定居宅サービス等基準条例第２６７条第１項に規定する指定特定福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。)　指定居宅サービス等基準条例第２６７条第１項 （３）指定特定介護予防福祉用具販売事業者　第２５６条第１項	（１）福祉用具専門相談員の員数(条例第２３９条) 条例第２３９条は、指定居宅サービス等基準条例第２５０条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の十二の１の(１)を参照されたい。
(管理者) 第２４０条　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防福祉用	**（２）管理者**(条例第２４０条) 条例第２４０条は、指定居宅サービス等基準条例第２５１条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の十二の１の(２)を参照されたい。

具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

２　指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理者は、暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。

第３節　設備に関する基準

第２４１条　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定介護予防福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、第２４６条第３項の規定に基づき福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあっては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができるものとする。

２　前項の設備及び器材の基準は、次に掲げるとおりとする。

（１）福祉用具の保管のために必要な設備

ア　清潔であること。

イ　既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。

（２）福祉用具の消毒のために必要な器材

当該指定介護予防福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。

３　指定介護予防福祉用具貸与事業者が指定福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防福祉用具貸与の事業と指定福祉用具貸与(指定居宅サービス等基準条例第２４９条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第２５２条第１項及び第２項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前２項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

２　設備に関する基準

条例第２４１条は、指定居宅サービス等基準条例第２５２条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の十二の２を参照されたい。

第４節　運営に関する基準

(利用料等の受領)

第２４２条　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予

３　運営に関する基準

（１）利用料等の受領(条例第２４２条)

条例第２４２条は、指定居宅サービス等基準条例第２５３条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の十二の３の(１)を参照されたい。

防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防福祉用具貸与事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

（1）通常の事業の実施地域以外の地域において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合の交通費

（2）福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

4　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

5　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定介護予防福祉用具貸与の提供を中止することができる。

(運営規程)

第２４３条　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

（1）事業の目的及び運営の方針

（2）従業者の職種、員数及び職務内容

（3）営業日及び営業時間

（4）指定介護予防福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額

（5）通常の事業の実施地域

（6）前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

【規則事項】

(指定介護予防訪問介護等に係る運営規程に定める事項)

第3条　条例第２６条第７号(条例第４７条において準用する場合を含む。)、第５５条第８号(条例第６３条において準用する場合を含む。)、第７３条第７号、第８３条第６号、

（2）運営規程(条例第２４３条)

条例第２４３条は、指定居宅サービス等基準条例第２５７条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の十二の３の(４)を参照されたい。

第１０２条第１０号(条例第１１６条において準用する場合を含む。)、第１２１条第９号及び第２４３条第６号(条例第２５４条及び第２６３条において準用する場合を含む。)の規則で定める事項は、次のとおりとする。
（１）事故発生時の対応
（２）業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
（３）苦情及び相談に対する体制
（４）従業者の研修の実施に関する事項
（５）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等)
第２４４条　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。
２　福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定介護予防福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

（３）適切な研修の機会の確保(条例第２４４条)
条例第２４４条は、指定居宅サービス等基準条例第２５８条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の十二の３の(５)を参照されたい。

(福祉用具の取扱種目)
第２４５条　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。

(衛生管理等)
第２４６条　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
２　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。
３　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。
４　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的

（４）衛生管理等(条例第２４６条)
条例第２４６条は、指定居宅サービス等基準条例第２６０条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の十二の３の(６)を参照されたい。

に確認し、その結果等を記録しなければならない。
5　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示及び目録の備え付け)
第２４７条　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、第２４３条に規定する重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
2　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定介護予防福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。

(記録の整備)
第２４８条　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
2　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。
（1）次条において準用する第１９条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
（2）第２４６条第４項に規定する結果等の記録
（3）次条において準用する第２３条に規定する市町村への通知に係る記録
（4）次条において準用する第３４条第２項に規定する苦情の内容等の記録
（5）次条において準用する第３６条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
（6）第２５２条に規定する介護予防福祉用具貸与計画
3　前項の規定にかかわらず、指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項第１号及び第６号に規定する記録について、前項に規定する保存期間が介護給付費の受領の日から５年に満たない場合は、当該介護給付費の受領の日から５年間これを保存しなければならない。
4　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、介護給付費の請求に関する次に掲げる記録を、当該介護給付費の受領の日から５年間保存しなければならない。
（1）次条において準用する第１０３条第１項に規定する勤務の体制に関する記録
（2）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める記録

（5）記録の整備(条例第２４８条)
　条例第２４８条は、指定居宅サービス等基準条例第２６２条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の十二の３の(７)を参照されたい。

(指定介護予防サービス等に係る記録の整備で市長が必要と認める記録)
9　相模原市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成２４年相模原市条例第８６号) 第３８条第４項第２号、第５６条第４項第２号、第７４条第４項第２号、第８４条第４項第２号、第９３条第４項第２号、第１０７条第４項第２号、第１２３条第４項第２号、第１４２条第４項第２号、第１８１条第４項第２号、第２１７条第４項第２号、第２３４条第４項第２号、第２４８条第４項第２号及び第２６２条第４項第２号に規定する市長が必要と認める記録は、次に掲げる事項とする。
（1）介護給付費の請求、受領等に係る書類
（2）利用者から支払を受ける利用料の請求、受領等に係る書類
（3）従業者の勤務の実績に関する記録
（4）その他市長が特に必要と認める記録

(準用)
第２４９条　第8条から第１９条まで、第２１条、第２３条、第３１条から第３７条まで、第３９条、第５４条並びに第１０３条第１項及び第２項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第8条中「第２６条」とあるのは「第２４３条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第１０条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第１４条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第１８条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第１９条中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第２１条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第１０３条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

第5節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
(指定介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針)
第２５０条　指定介護予防福祉用具貸与は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
2　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定介護予防福祉用具貸与の質の

（6）準用(条例第２４９条)
条例第２４９条は、指定居宅サービス等基準条例第２６３条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第3の十二の3の(8)を参照されたい。

4　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
（1）指定介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針(条例第２５０条)
条例第２５０条にいう指定介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針について、特に留意すべきところは、次のとおりである。
①　指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、一人ひとりの高齢者ができる限り要介

評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 3　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。 4　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。	護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。 ②　サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。
(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針) 第２５１条　福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第２３８条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 （1）指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。 （2）指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第１項に規定する介護予防福祉用具貸与計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。 （3）指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。 （4）指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うものとする。	（2）指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針(条例第２５１条) ①　条例第２５１号第１号及び第３号は、指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たって、福祉用具専門相談員が主治の医師等からの情報伝達及びサービス担当者会議等を通じ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、介護予防福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具を適切に選定し、個々の福祉用具の貸与について利用者に対し、説明及び同意を得る手続きを規定したものである。
（5）指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。	②　同条第５号は、指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっての調整、説明及び使用方法の指導について規定したのものである。同号の「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文章」は、当該福祉用具の製造事業者、指定介護予防福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書をいうものである。 　また、自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、利用者又はその家族等が日常的に行わなければならない衛生管理(洗浄、点検等)について十分説明するものとする。

（6）指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うものとする。	③　同条第６号は、福祉用具の修理については、専門的な技術を有する者に行わせても差し支えないが、この場合にあっても、福祉用具専門相談員が責任をもって修理後の点検を行うものとする。 特に自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、当該福祉用具の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、定期的な使用状況の確認、衛生管理、保守・点検を確実に実施すること。
（介護予防福祉用具貸与計画の作成） 第２５２条　福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第２６６条第１項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。	（3）介護予防福祉用具貸与計画の作成(条例第２５２条) ①　条例第２５２条第１項は、福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならないこととしたものである。介護予防福祉用具貸与計画作成に当たっては、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を明らかにするものとする。その他、関係者間で共有すべき情報(福祉用具使用時の注意事項等)がある場合には、留意事項に記載すること。 なお、介護予防福祉用具貸与計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えない。
２　介護予防福祉用具貸与計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。	②　同条第２項は、介護予防福祉用具貸与計画は、介護予防サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。 なお、介護予防福祉用具貸与計画を作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防福祉用具貸与計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。
３　福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 ４　福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成した際には、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。	③　同条第３項及び第４項は、サービス提供に当たっての利用者又はその家族に対する説明等について定めたものである。介護予防福祉用具貸与計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。 なお、介護予防福祉用具貸与計画は、条例第２４８条第２項及び第３項の規定に基づき、保持しなければならない。
５　福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。 ６　福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に	④　同条第５項から第７項までは、事業者に対して介護予防サービスの提供状況等について指定介護予防支援事業者に対する報告の義務づけを行うとともに、介護予防福祉用具貸与計画に定める計画期間終了後の当該計画の実施状況の把握(モニタリング)を義務づけるものである。指定介護予防支援事業者に対する実施状況等の報告については、サービスが

係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

7　福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

8　第１項から第４項までの規定は、前項に規定する介護予防福祉用具貸与計画の変更について準用する。

介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また、当該計画策定時からの利用者の身体の状況等の変化を踏まえ、利用中の福祉用具が適切かどうか等を確認するために行うものであり、必要に応じて行うこととしている。

ただし、事業者は介護予防福祉用具貸与計画に定める計画期間が終了するまでに、少なくとも１回を目安としてモニタリングを行い、利用者の介護予防福祉用具貸与計画に定める目標の達成状況の把握等を行うよう努めることとし、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する指定介護予防支援事業者とも相談の上、必要に応じて当該介護予防福祉用具貸与計画の変更を行うこと。

⑤　介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している指定介護予防福祉用具貸与事業者については、第３の一の４の(２)の⑥を準用する。この場合において、「介護予防訪問介護計画」とあるのは「介護予防福祉用具貸与計画」と読み替える。

第６節　基準該当介護予防サービスに関する基準

(福祉用具専門相談員の員数)

第２５３条　基準該当介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防福祉用具貸与」という。)の事業を行う者が、当該事業を行う事業所(以下「基準該当介護予防福祉用具貸与事業所」という。)ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、２以上とする。

2　基準該当介護予防福祉用具貸与の事業と基準該当福祉用具貸与(指定居宅サービス等基準条例第２６４条第１項に規定する基準該当福祉用具貸与をいう。以下同じ。)の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

5　基準該当介護予防福祉用具貸与に関する基準

（1）福祉用具専門相談員に関する事項(条例第２５３条)

条例第２５３条は、指定居宅サービス等基準条例第２６４条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の十二の４の(１)を参照されたい。

(準用)

第２５４条　第８条から第１４条まで、第１６条から第１９条まで、第２１条、第２３条、第３１条から第３３条まで、第３４条(第５項及び第６項を除く。)、第３５条から第３７条まで、第３９条、第５４条並びに第１０３条第１項及び第２項並びに第１節、第２節(第２３９条を除く。)、第３節、第４節(第２４２条第１項及び第２４９条を除く。及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第８条中「第２６条」とあるのは「第２５４条において準用する第２４３条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第１０条中「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、取

（2）準用(条例第２５４条)

条例第２５４条は、指定居宅サービス等基準条例第２６５条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の十二の４の(２)を参照されたい。

り扱う福祉用具の種目」と、第１４条第２項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第１８条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第１９条中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護について法第５３条第４項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第２１条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第１０３条第２項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第２４２条第２項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第１３章　特定介護予防福祉用具販売

十三　特定介護予防福祉用具販売

第１節　基本方針

第２５５条　指定介護予防サービスに該当する特定介護予防福祉用具販売(以下「指定特定介護予防福祉用具販売」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具(法第８条の２第１１項の規定により厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具をいう。以下この章において同じ。)の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

(福祉用具専門相談員の員数)

第２５６条　指定特定介護予防福祉用具販売の事業を行う者(以下「指定特定介護予防福祉用具販売事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定特定介護予防福祉用具販売事業所」という。)ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、２以上とする。

２　指定特定介護予防福祉用具販売事業者が次に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定特定介護予防福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次に掲げる事業者の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

１　人員に関する基準

条例第２５６条及び第２５７条は、指定居宅サービス等基準条例第２６７条及び第２６８条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の十三の１の(１)及び(２)を参照されたい。

（1）指定福祉用具貸与事業者　指定居宅サービス等基準条例第２５０条第１項
（2）指定特定福祉用具販売事業者　指定居宅サービス等基準条例第２６７条第１項
（3）指定介護予防福祉用具貸与事業者　第２３９条第１項

(管理者)
第２５７条　指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
２　指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理者は、暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。

第3節　設備に関する基準
第２５８条　指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。
２　指定特定介護予防福祉用具販売事業者が指定特定福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定介護予防福祉用具販売の事業と指定特定福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第２６９条第１項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

２　設備に関する基準
　条例第２５８条は、指定居宅サービス等基準条例第２６９条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の十三の２を参照されたい。

第4節　運営に関する基準
(サービスの提供の記録)
第２５９条　指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

３　運営に関する基準
（1）サービスの提供の記録(条例第２５９条)
　条例第２５９条は、指定居宅サービス等基準条例第２７０条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の十三の３の(１)を参照されたい。

(販売費用の額等の受領)
第２６０条　指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売を提供

（2）販売費用の額等の受領(条例第２６０条)
　条例第２６０条は、指定居宅サービス等基準条例第２７１条と同趣旨のため、指定居宅

した際には、法第５６条第３項に規定する現に当該特定介護予防福祉用具の購入に要した費用の額の支払を受けるものとする。 ２　指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 （１）通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定介護予防福祉用具販売を行う場合の交通費 （２）特定介護予防福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用 ３　指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	サービス等基準条例解釈の第３の十三の３の(２)を参照されたい。
(保険給付の申請に必要となる書類等の交付) 第２６１条　指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売に係る販売費用の額(以下「販売費の額」という。)の支払を受けた場合は、次に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しなければならない。 （１）当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の名称 （２）販売した特定介護予防福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書 （３）領収書 （４）当該特定介護予防福祉用具のパンフレットその他の当該特定介護予防福祉用具の概要	（３）保険給付の申請に必要となる書類等の交付(条例第２６１条) 条例第２６１条は、指定居宅サービス等基準条例第２７２条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の十三の３の(３)を参照されたい。
(記録の整備) 第２６２条　指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 ２　指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。 （１）第２５９条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 （２）次条において準用する第２３条に規定する市町村への通知に係る記録 （３）次条において準用する第３４条第２項に規定する苦情の内容等の記録 （４）次条において準用する第３６条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	（４）記録の整備(条例第２６２条) 条例第２６２条は、指定居宅サービス等基準条例第２７５条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第３の十三の３の(５)を参照されたい。

（５）第２６６条第１項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画

３　前項の規定にかかわらず、指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、前項第第１号及び第５号に規定する記録について、前項に規定する保存期間が介護給付費の受領の日から５年に満たない場合は、当該介護給付費の受領の日から５年間これを保存しなければならない。

４　指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、介護給付費の請求に関する次に掲げる記録を、当該介護給付費の受領の日から５年間保存しなければならない。

（１）次条において準用する第１０３条第１項に規定する勤務の体制に関する記録

（２）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める記録

(指定介護予防サービス等に係る記録の整備で市長が必要と認める記録)

９　相模原市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成２４年相模原市条例第８６号) 第３８条第４項第２号、第５６条第４項第２号、第７４条第４項第２号、第８４条第４項第２号、第９３条第４項第２号、第１０７条第４項第２号、第１２３条第４項第２号、第１４２条第４項第２号、第１８１条第４項第２号、第２１７条第４項第２号、第２３４条第４項第２号、第２４８条第４項第２号及び第２６２条第４項第２号に規定する市長が必要と認める記録は、次に掲げる事項とする。

（１）介護給付費の請求、受領等に係る書類

（２）利用者から支払を受ける利用料の請求、受領等に係る書類

（３）従業者の勤務の実績に関する記録

（４）その他市長が特に必要と認める記録

(準用)

第２６３条　第8条から第１４条まで、第１６条から第１８条まで、第２３条、第２９条、第３１条から第３７条まで、第３９条、第５４条、第１０３条第1項及び第2項、第２４３条から第２４５条まで並びに第２４７条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第8条中「第２６条」とあるのは「第２６３条において準用する第２４３条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第１０条中「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第１４条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第１８条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、

（５）準用(条例第２６３条)

条例第２６３条は、指定居宅サービス等基準条例第２７６条と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第3の十三の3の(６)を参照されたい。

第１０３条第２項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と第２４３条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第２４４条及び第２４５条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第２４７条中「第２４３条」とあるのは「第２６３条において準用する第２４３条」と読み替えるものとする。

第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定特定介護予防福祉用具販売の基本取扱方針)

第２６４条　指定特定介護予防福祉用具販売は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

２　指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、自らその提供する指定特定介護予防福祉用具販売の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

３　指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

４　指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)

第２６５条　福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。

（１）指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定介護予防福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定介護予防福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定介護予防福祉用具の販売に係る同意を得るものとする。

（２）指定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、次条第１項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

（３）指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定介護予防福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うものとする。

（４）指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて特定介護予防福祉用具の調整を行うとともに、当該特定介護予防福祉用具の使用方法、使用

４　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（１）指定特定介護予防福祉用具販売の基本取扱方針(条例第２６４条)

条例第２６４条にいう指定特定介護予防福祉用具販売の基本取扱方針について、特に留意すべきところは、次のとおりである。

①　指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。

②　サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。

（２）　指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針(条例第２６５条)

①　条例第２６５条第１号及び第２号は、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たって、福祉用具専門相談員が「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、特定介護予防福祉用具販売計画に基づき、特定介護予防福祉用具福祉用具を適切に選定し、個々の特定介護予防福祉用具の販売について利用者に対し、説明及び同意を得る手続きを規定したものである。

②　同条第４号は、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっての調整、説明及び使用方法の指導について規定したものであるが、特に、腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可

上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定介護予防福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。	能部品等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性等利用に際しての注意事項を十分説明するものとする。なお、同号の「特定介護予防福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該特定介護予防福祉用具の製造事業者、指定特定介護予防福祉用具販売事業者等の作成した取扱説明書をいうものである。
（5）介護予防サービス計画に指定特定介護予防福祉用具販売が位置づけられる場合には、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じるものとする。	③　同条第５号は、介護予防サービス計画に指定介護予防福祉用具貸与が位置づけられる場合、主治の医師等からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、指定介護予防支援等基準第２条に規定する担当職員(以下③において「担当職員」という。)は、当該計画へ指定特定介護予防福祉用具貸与の必要な理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、特定介護予防福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。
(特定介護予防福祉用具販売計画の作成) 第２６６条　福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定介護予防福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した特定介護予防福祉用具販売計画を作成しなければならない。この場合において、指定介護予防福祉用具貸与の利用があるときは、介護予防福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。	（3）特定介護予防福祉用具販売計画の作成(条例第２６６条) ①　条例第２６６条第１項は、福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画を作成しなければならないこととしたものである。特定介護予防福祉用具販売計画作成に当たっては、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を明らかにするものとする。その他、関係者間で共有すべき情報(福祉用具使用時の注意事項等)がある場合には、留意事項に記載すること。 　なお、特定介護予防福祉用具販売計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えない。
２　特定介護予防福祉用具販売計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。	②　同条第２項は、特定介護予防福祉用具販売計画は、介護予防サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。
３　福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。	③　同条第３項及び第４項は、サービス提供に当たっての利用者又はその家族に対する説明等について定めたものである。特定介護予防福祉用具販売計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該特定介護予防福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。
４　福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定介護予防福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。	なお、特定介護予防福祉用具販売計画は、条例第２６２条第２項及び第３項の規定に基づき、保存しなければならない。

	④　介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している指定特定介護予防福祉用具販売事業者については、第３の一の４の(２)の⑥を準用する。この場合において「介護予防訪問介護計画」とあるのは「特定介護予防福祉用具販売計画」と読み替える。
附　則 (施行期日) １　この条例は、平成２５年４月１日から施行する。 (経過措置) ２　指定居宅サービス等基準条例附則第２項の適用を受けている指定短期入所生活介護事業所において指定短期入所生活介護を行う指定短期入所生活介護事業者が、指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第１３３条第６項第１号イ中「１０．６５平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、４．９５平方メートル」とし、第２号ア(食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。	**第４　経過措置** （１）条例附則第２項は、指定居宅サービス等基準条例附則第２項と同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第４の(１)を参照されたい。
３　医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成１３年厚生労働省令第８号。以下「平成１３年医療法施行規則等改正省令」という。）附則第３条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成１３年医療法施行規則等改正省令附則第２２条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、同条の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合する食堂及び浴室を有しなければならない。 （１）食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者１人につき１平方メートル以上の広さを有しなければならない。 （２）浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならない。	（２）条例附則第３項から第６項までは、指定居宅サービス等基準条例附則第３項から第６項までと同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第４の(２)を参照されたい。
４　病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成１３年医療法施行規則等改正省令附則第３条の適用を受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る１の病室の病床数は、４床以下としなければならない。	
５　病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成１３年医療法施行規則等改正省令附則第六条の適用を受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、	

内法による測定で、入院患者１人につき６．４平方メートル以上としなければならない。

６　病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成１３年医療法施行規則等改正省令附則第２１条の規定の適用を受けるものについては、同条の規定にかかわらず、機能訓練室は、内法による測定で４０平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。

(一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所に係る経過措置)

７　平成２３年９月１日前から存する指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成２３年厚生労働省令第１０６号)による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成１８年厚生労働省令第３５号。以下「旧指定介護予防サービス基準」という。)第１６７条第１項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下「一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。)については、同日以後最初の指定の更新までの間は、次項から第２１項までの規定によることができる。ただし、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間に指定の更新を受けた一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所については、この限りでない。

８　一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業(指定介護予防短期入所生活介護の事業であって、その一部においてユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。)の基本方針は、ユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分(以下次項から第２１項までにおいて「ユニット部分」という。)にあっては第１５３条に、それ以外の部分にあっては第１２９条に定めるところによる。

９　一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備及び備品等は、ユニット部分にあっては第１５４条に、それ以外の部分にあっては第１３３条に定めるところによる。ただし、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室及び介護材料室については、利用者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ１の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。

１０　一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護を行う者(以下「一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス等基準条例附則第９項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介

（３）一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所に係る経過措置

条例附則第７項から第２１項までは、指定居宅サービス等基準条例附則第７項から第２０項までと同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第４の(３)を参照されたい。

護の事業と一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業(指定居宅サービス等基準条例附則第８項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例附則第９項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

１１　第１３２条の規定は、一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所について準用する。

１２　一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の利用料等の受領は、ユニット部分にあっては第１５６条に、それ以外の部分にあっては第１３６条に定めるところによる。

１３　一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

（１）事業の目的及び運営の方針

（２）従業者の職種、員数及び職務の内容

（３）ユニット部分の利用定員（第１５４条第６項第１号に規定する利用定員をいう。次号において同じ。）及びそれ以外の部分の利用定員(第１３０条第１項に規定する利用定員をいう。)(第１３０条第２項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホーム（相模原市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成２４年相模原市条例第　号)附則第９項に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)である場合を除く。）

（４）ユニット部分のユニットの数及びユニットごとの利用定員（第１３０条第２項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）

（５）ユニット部分の利用者に対する指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

（６）ユニット部分以外の部分の利用者に対する指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

（７）通常の送迎の実施地域

（８）サービス利用に当たっての留意事項

（９）緊急時等における対応方法

（１０）非常災害対策

（１１）前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

【規則事項】

(指定介護予防短期入所生活介護等に係る運営規程に定める事項)

第6条　条例第１３９条第9号(条例第１７２条において準用する場合を含む。)、第１５７条第１０号、第１７９条第7号、第１９４条第7号、第２１３条第9号、第２３２条第１０号、附則第１３項第１１号及び附則第２７項第８号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

（1）身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う際の手続

（2）事故発生時の対応

（3）業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項

（4）苦情及び相談に対する体制

（5）従業者の研修の実施に関する事項

（6）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

１４　一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の勤務体制の確保等は、ユニット部分にあっては第１５８条に、それ以外の部分にあっては第１４３条において準用する第１０３条に定めるところによる。

１５　一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の定員の遵守は、ユニット部分にあっては第１５９条に、それ以外の部分にあっては第１４０条に定めるところによる。

１６　第6条第2項、第１３４条、第１３５条、第１３７条、第１３８条、第１４１条から第１４３条（第１０３条の準用に係る部分を除く。）までの規定は、一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第１３４条第1項中「第１３９条」とあるのは「附則第１３項」と、第１４２条第2項第2号及び第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「附則第２１項において準用する第１４３条」と読み替えるものとする。

１７　一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっての留意事項は、ユニット部分については第１６１条に定めるところによる。

１８　一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の介護は、ユニット部分にあっては第１６２条に、それ以外の部分にあっては第１４６条に定めるところによる。

１９　一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の食事は、ユニット部分にあっては第１６３条に、それ以外の部分にあっては第１４７条に定めるところによる。

２０　一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者のその他のサービスの提供は、ユニット部分にあっては第１６４条に、それ以外の部分にあっては第１５１条に定めるところによる。

２１　第１４４条、第１４５条、第１４８条から第１５０条までの規定は、一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第１４５条中「第

１２９条」とあるのは「附則第８項」と、「前条」とあるのは「附則第２１項において準用する前条」と読み替えるものとする。

(一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所に係る経過措置)

２２　平成２３年９月１日前から存する指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、旧指定介護予防サービス基準第２１８条第１項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所(以下「一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)については、同日以後最初の指定の更新までの間は、次項から第３６項までの規定によることができる。ただし、施行日の前日までの間に指定の更新を受けた一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所については、この限りでない。

２３　一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業(指定介護予防短期入所療養介護の事業であって、その一部においてユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。)の基本方針は、ユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分(以下「ユニット部分」という。)にあっては第１９１条に、それ以外の部分にあっては第１７３条に定めるところによる。

２４　一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、ユニット部分にあっては第１９２条に、それ以外の部分にあっては第１７５条に定めるところによる。ただし、診察室、機能訓練室、生活機能回復訓練室、浴室、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室については、利用者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ1の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。

２５　一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)が一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例附則第２３項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業と一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定居宅サービス等基準条例附則第２２項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例附則第２３項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

２６　一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の利用料等の受領は、ユニット部分にあっては第１９３条に、それ以外の部分にあっては第１７７条に定めるところによる。

（４）一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所に係る経過措置

　条例附則第２２項から第３６項までは、指定居宅サービス等基準条例附則第２１項から第３３項までと同趣旨のため、指定居宅サービス等基準条例解釈の第４の(４)を参照されたい。

２７　一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
（１）事業の目的及び運営の方針
（２）従業者の職種、員数及び職務の内容
（３）ユニット部分の利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
（４）ユニット部分以外の部分の利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
（５）通常の送迎の実施地域
（６）施設利用に当たっての留意事項
（７）非常災害対策
（８）前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

【規則事項】
(指定介護予防短期入所生活介護等に係る運営規程に定める事項)
第６条　条例第１３９条第９号(条例第１７２条において準用する場合を含む。)、第１５７条第１０号、第１７９条第７号、第１９４条第７号、第２１３条第９号、第２３２条第１０号、附則第１３項第１１号及び附則第２７項第８号の規則で定める事項は、次のとおりとする。
（１）身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う際の手続
（２）事故発生時の対応
（３）業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
（４）苦情及び相談に対する体制
（５）従業者の研修の実施に関する事項
（６）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

２８　一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の勤務体制の確保は、ユニット部分にあっては、第１９５条に、それ以外の部分にあっては第１８２条において準用する第１０３条に定めるところによる。
２９　一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の定員の遵守は、ユニット部分にあっては第１９６条に、それ以外の部分にあっては第１８０条に定めるところによる。
３０　第１７６条、第１７８条、第１８１条及び第１８２条（第１０３条の準用に係る部分を除く。）の規定は、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第１８１条第２項第２号及び第４号から第６号までの規定中「次条」と

あるのは「附則第３０項において準用する次条」と、第１８２条中「第１７９条」とあるのは「附則第２７項」と読み替えるものとする。

３１　一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針は、第１８４条に定めるところによる。

３２　一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっての留意事項は、ユニット部分については、第１９８条に定めるところによる。

３３　一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の看護及び医学的管理の下における介護は、ユニット部分にあっては第１９９条に、それ以外の部分にあっては第１８７条に定めるところによる。

３４　一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の食事は、ユニット部分にあっては第２００条に、それ以外の部分にあっては第１８８条に定めるところによる。

３５　一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者のその他のサービスの提供は、ユニット部分にあっては第２０１条に、それ以外の部分にあっては第１８９条に定めるところによる。

３６　第１８３条、第１８５条及び第１８６条の規定については、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。

附　則

(施行期日)

１　この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年３月２３日相模原市条例第１７号）（抄）

(施行期日)

１　この条例は、平成２７年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１）第９条の規定及び第１０条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)　公布の日

（２）第１条中相模原市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第４６条第１１項及び第１２項の改正規定、第２条中相模原市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第５条の改正規定(同条第５項を同条第６項とする部分及び同条第４項の次に１項を加える部分を除く。)、同条例第７条第２項、第４３条第３項、第４５条第２項、第４９条第３項及び第１００条の改正規定、同条例第１０２

条の改正規定(同条第４項を同条第５項とする部分及び同条第３項の次に１項を加える部分を除く。)並びに同条例第１３２条及び第１３４条第４項の改正規定、第５条中相模原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第６条第２項ただし書の改正規定(「第１項第４号ア」を「前項第４号ア」に改める部分を除く。)、同条例第８４条第１項ただし書の改正規定(「前条第６項各号」を「前条第６項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める部分を除く。)並びに同条例第１５２条第１２項及び第１３項の改正規定、第７条の規定、第８条中相模原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第４６条第１項ただし書の改正規定(「若しくは同一敷地内」を「、同一敷地内」に改める部分及び「含む。)」の次に「若しくは法第１１５条の４５第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第１号ニに規定する第１号介護予防支援事業を除く。)」を加える部分に限る。)並びに第１０条中相模原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第３２条第１５号イの改正規定(「指定介護予防通所介護事業所(指定介護予防サービス等基準条例第９８条第１項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。)又は」を削る部分に限る。)並びに次項から附則第９項までの規定　平成２８年４月１日	